刑務所出所者等の意思決定・ 意思表示の難しさと 当事者の声にもとづく支援

安田 恵美 編

先端的都市研究ブックレットシリーズの刊行に寄せて

本シリーズは、大阪市立大学都市研究プラザを拠点として取り組まれてきた 先端的都市研究の成果や、それを踏まえた教育実践の成果を、多くの人々に共 有していただくことを目的として刊行するものである。

都市研究プラザは、大阪市立大学が創設以来蓄積してきた「都市研究」の実績をもとに、2006年4月に開設された。「プラザ」という名称を付したのは、研究者だけではなく、都市において様々なまちづくりの実践に取り組む人々もそこに集い、相互に刺激を与え合い、新たなアイデアを産み出すことができるような「広場」としての役割を果たしていきたいと考えてのことであった。

その後、2007 年度には、文部科学省が、我が国の大学の教育研究機能の一層の充実・強化を図り、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力ある大学づくりを推進することを目的として創設した、グローバル COE プログラムの拠点のひとつに選ばれた。そして、2007 年度から 2011 年度までの 5 年間、文部科学省の財政的支援の下に、「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」をテーマとする研究拠点形成推進事業に取り組んだ。その成果を受け継いでさらに、2014 年度には、文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」としての認定を受けた。現在は、この認定を踏まえて、「先端的都市研究拠点」という名称を掲げ、全国の関連研究者のコミュニティが都市研究プラザを拠点として、大阪市立大学がこれまで蓄積してきた都市研究の知的リソースや人的・組織的ネットワークを活用し、最先端の都市研究に

その一方で、研究者とまちづくりの実践に取り組む人々がともに集うことができる「広場」でありたいという都市研究プラザ創設の理念もまた、この間一貫して維持されてきた。この理念に基づく研究者とまちづくりの実践者との協働は、大阪市立大学のキャンパスにおいてのみならず、「現場プラザ」と名付けられたサテライト施設においても多彩に展開され、様々な成果を挙げている。また、ソウル、台北、香港、バンコク、ジョクジャカルタ等の海外の諸都市に設

取り組んでいただけるよう、そのための基盤整備に努めているところである。

立した海外センターや海外オフィスを拠点として、それらの諸都市を基盤として活動する研究者やNPO等との協働にも取り組んでいる。

社会に開かれた「広場」において、まちづくりの実践から学び、その成果をまちづくりの実践へと還元していくような研究を継続していくことこそが、大阪市立大学都市研究プラザが目指すところである。本シリーズの刊行も、そうした目的を実現するための取り組みのひとつである。本シリーズが、大阪のみならず全国各地において、まちづくりの実践に活かしていたけたならば、これに優る喜びはない。

大阪市立大学都市研究プラザ所長 **阿部 昌樹**

はじめに

平成最後の平成30年版犯罪白書の特集のタイトルは「進む高齢化と犯罪」であり、主に高齢者による犯罪と、高齢犯罪者の社会復帰に向けた各種取り組みが紹介されていた。この白書から10年前、平成20年版犯罪白書の特集も「高齢犯罪者の実態と処遇」というタイトルの高齢者犯罪に関するものであった。この二つの犯罪白書を比べると、高齢犯罪者の状況や、彼ら・彼女らを取り巻く環境が10年間でだいぶ変わったことが明らかである。10年前に協調されていた生活費も、家もない孤独な高齢者が衣食住を確保するために犯罪をするという状況には少しずつ変化がみられる。平成30年版犯罪白書で強調されていたのは、手元に金銭があり、必ずしも孤立していない高齢者による窃盗であったように思われる。

高齢者のライフスタイルが大きく変わり、社会的に排除された高齢者が著しく減った、いうわけではないだろう。高齢犯罪者取り巻く環境の変化の背景には、地域生活定着促進事業の「定着」や、再犯防止推進法・再犯防止推進計画等のいわゆる「司法と福祉の連携」というスローガンに基づく一連の施策および取組みがあると思われる。

それらの犯罪をした高齢者等々への社会復帰に向けた支援が拡大・充実していく中で、議論の様相も変化している。平成 20 年版犯罪白書が出された当時は、いかにして、刑務所出所者等にもれのない支援を確保するか、といったところに主たる関心が集中していたところ、近時は支援の「質」に関する議論も行われるようになってきている。その議論の背景にある事情のひとつとして、刑務所や保護観察所による働きかけと、「刑罰システム」を離れた福祉や医療等々のサービスの性質の違いがある。前者は、「遵守事項」として設定されることがあったり、刑務官や保護観察官といった「権力(ここでは当事者に対して懲罰や保護観察の取消しなどを指す)」を持つ人々によって提供されうるものであることから、ある種の「強制力」や「コントロール」の視点を完全に排除することは困難な性質のものである。一方で、後者は、措置は除く多くの場合は、クライアントと提供者の任意の契約に基づいて提供される性質のものである。現場には、この2つの性質についての誤

解や仕組みの中に置かれた当事者の戸惑いがあることが否定できない。例えば、保護観察はもっぱら「支援を確保するためのもの」ではない。遵守事項に違反したと見なされれば、彼ら・彼女らは保護観察を取り消され、刑務所に入所しなくてはならないのである。

「司法と福祉の連携」の流れは、当事者を目の前にして、何とかしなくてはならない!という現場の声・活動から形成されていったものである。ボトムアップ型の動きであるからこそ、施策も現場での施策も目まぐるしいほどに発展を遂げてきた。しかしながら、その一方で、上述の「働きかけ」の性質におけるギャップに対する検討や議論が不十分なままである、さらに、仕組みの中に置かれた当事者の意思決定・意思表示、およびそれらを促す支援については、より議論は少ない。

本ブックレットは、この点に関する議論の必要性を示すために、刑務所出所者の意思決定・意思表示の苦手さを提示し、令和元年度に実施した意思決定・意思表示支援のあり方についての試験的な取り組みについて紹介するものである。

近時、フランス民事法・社会福祉サービスにおける「成年後見」制度をめぐる議論の中で、保護を受ける当事者の特性について、incapacité[無能力、できないこと]、から、、vulnérabilité[傷つきやすさ、脆弱性]、とする、というパラダイムシフトが図られた。incapacitéを前提とした議論では、保護する側は当事者の「代理」として代わりに選択し、決定をする。一方で、vulnérabilitéを前提とした議論では、当事者の意思や選好が最も重視される。保護する側は当事者の意思や選好を重視し、その選択や決定を支える。この文脈において、より「介入」的でない語として、「よりそいaccompagnement」という語が用いられているようである。

ここには、「当事者の声」を聴き、それによりそうといった視点を見出す ことができる。

本ブックレットが、刑務所出所者等への「よりそい」のあり方を考える上での一つの素材となれば幸いである。

安田 恵美

目次

14	10	W	1-
12	し	8	'

第1章	「意思決定」や「意思表示」が苦手な人々	安田恵美	(1)
第2章	受刑者が支援を希望するとき	神垣一規	(11)
第3章	刑務所医療における意思決定支援	舩山健二	(23)
第4章	動機づけの観点から見た改善指導の効果	神垣一規	(41)
第5章	社会福祉専門職による意思決定支援に関する : 自己決定の制限を踏まえて		(55)
第6章	専門職の視点と経験者の視点の「溝」を学ぶ 髙橋・加藤・藤田・林・有賀・		(63)
第7章	意思決定とは :一緒に経験することにより見えてくるもの) 仲谷もも	(73)
第8章	シャバダバの会・シャバダバ研修概要	前阪千賀子	(75)
第9章	シャバダバの会・シャバダバ研修会を終えて 山田・小川・當・岡田・		(83)
第 10 章	対話から始まる刑務所出所者支援を考える	前阪千賀子	(87)

第1章

「意思決定」や「意思表示」が苦手な人々

安田恵美

1 はじめに

私たちは、日常生活の中で常に「選択」している。

職場に行くまでに、何時に起きて、どの手段で、どの経路をたどるのか。 天候が悪ければ、早めに家を出たり、いつも徒歩で通っているところ、バスを利用するなどの臨機応変な対応をすることもあるだろう。昼食の時間には、持参したお弁当を食べる人もいれば、外食する人、コンビニで調達したものをオフィスで食べる人もいるだろう。あるいは、昼食をとらないという選択をする人もいるかもしれない。空腹が午後の仕事に支障をきたす、あるいは健康にとって好ましくないからといって、私たちに昼食をとる義務はなく、雇用主の側においても被雇用者に昼食を提供する義務は、必ずしもない。

もう少し広く私たちの生活をみたときには、金銭的に、あるいは心身の健康に問題を抱えているばあい、社会福祉、医療等の各種サービスを選択し、受けながら生活を営んでいる。当該サービスが契約に基づくものである場合には、必要としていたとしても、「そのサービスを受けること」が義務付けられることもない。

しかしながら、「意思決定に基づくサービスの提供」という公式が必ずしも当てはまらない空間がある。そのひとつが、「刑務所」である。刑務所では、そもそも受刑者が意思決定をする機会が大きく限定されている。さらに、そのような生活に慣れた受刑者は「意思決定」のスキルや、「意思表示」の

スキルが乏しいものとなっていることが少なくないし

この問題は、近年の「司法と福祉の連携」体制を強化する施策および、諸機関の取り組みの中で、徐々に顕在化してきたといえる。

この「司法と福祉の連携」の流れの中で、刑務所出所後、サービスが必要な場合には、もれなくサービスを確保するための取り組みが拡大しつつある。その取り組みによって、 社会的排除状態をその背景とする累犯のスパイラルから抜け出し、「衣食住を求めての」犯罪をしなくとも生きていくことができる環境の整備が徐々に広がっている。ただし、これらのサービスの多く、あるいは高齢や障害を抱えた満期出所者等に対する「特別調整」は、当事者の同意を前提にしていることから、契約に必要な意思決定や意思表示を十分に行うことができない者が少なからずいる、という問題状況が明らかになってきた。

「意思決定」の機会が塀の外よりも限定された環境で数年生活してきた 受刑者にとっては、サービスの内容を理解し、サービスを受けることのメリットを理解した上で、受けることを同意する、という一連の「意思決定」プロセスを踏むことも容易なことではない。

上述の通り、刑務所出所者の中にも、意思決定や意思表示が不得手な人々も少なくない。この「不得手さ」には、塀の外とは異なる、刑務所ならではのルールや文化等があると思われる。

しかしながら、すべての支援者・機関において、そのような「刑務所出所者等」の特性が最初から浸透しているというわけではない。とりわけ、「司法と福祉の連携」体制が広がりつつある中で、刑務所出所者等に対する支援にもかかわるようになった、という機関・人も少なくない。そのような状況の中で、「福祉的支援」の文脈において、「福祉に沿わない」というフレーズを目にすることがある²。これは、各種福祉機関への調査の中で支援者等か

¹ ただし、受刑経験とは別に、個々の特性として意思決定や意思表示が不得手な者がいる可能性も否定できない。本章で示すのは、普遍的な特徴ではなく、諸研究で指摘されており、かつ筆者自身も出所者や支援者等に対する聞き取り調査の中で見出してきた傾向である。 2 たとえば、丸山泰弘「第11章 非拘禁的措置の担い手と関連機関ネットワーク―地域生活定着支援センターを中心に」、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の展望と課題』 278 頁以下(2012)。

ら発せられたことばである。この言葉の背景にある問題は、入所した福祉施設内で、職員や他の利用者とトラブルを起こしたり、施設から無断で外出・外泊したりするなどの問題行動を繰り返すといったものである。筆者が実態調査を行う中で、そのような問題行動に対するリスクマネジメントの一つとして、保護観察をつけることを望む声もしばしば聞こえてくる。

なぜ、彼ら・彼女らは問題を起こすのか。この点について、自分の気持ちを言葉にすることが苦手である、と分析する支援者らの言葉から示唆を得て (2 節)、刑務所での特殊な生活環境に着目しながら、刑務所出所者特有の意思決定・意思表示支援のニーズを明らかにしたい (3 節)。

2 自分の気持ちを伝えることが難しい刑務所出所者

まず、当事者や支援者の声をてがかりに、刑務所出所者等の意思決定・意思表示の難しさについて示したい。

「高齢者犯罪者と社会的排除」を特集した法学セミナー754 号には「[座談会] 高齢出所者の社会参加と社会復帰―高齢出所者とその支援者を迎えて」というタイトルで、当事者と支援者5名、そして筆者の7名での座談会の記事が掲載されている(安田ほか、39-49)。

ここで注目したいのが、当事者である清水さん(仮名)の「失踪」をめぐる対話である。清水さんは就労支援の事業所で働いている。最初の事業所は支援者との対人関係を原因として「失踪」し、次の事業所では同僚との対人関係を原因として「失踪」した。この座談会は、2回目の「失踪」の直後に行われたものである。座談会の記事には、2回目の「失踪」についての清水さんの言葉が掲載されている。「一つは、仕事の仲間で嫌いなのがいたので…。モメはしていないのですが、何か知らないけれども、殴ってやろうかと思うくらい嫌な感じだったのです。殴ってしまう前に、もう自分から抜けようと思って…」。この言葉にたいして、支援者の一人は「トラブルになるくらいなら、自分が行かないほうがましだという極論になってしまったのですね。」とコメントしている。

私たちは、日常的に「他者」とコミュニケーションをとっている。メール

や SNS、電話、そして対面でのコミュニケーションの中で、ときに異なる 意見の人、あるいは苦手な人と対峙しなくてはならないこともある。その時には、逃げ出したいという気持ちを抱えながらも、意を決して問題解決に向けた対話を行うこともあるだろう。「失踪」という方法をとって、問題を「回避」しようとした清水さんの思いについては、同座談会の支援内容の変更の決定に関する文脈でも以下のように支援者から述べられている。「本人に能力的な問題が生じていて、決定できない場合は仕方ありませんが、本人がある程度判断できるのであれば、よほどのことがない限りは、強制できません。あまり強制すると、その分反発も強まり、逃げてしまうことにもつながります」。

さらに、刑務所出所者等の「意思表示の苦手さ」について理解するための 手がかりとして、ある支援者の指摘を参照したい。

「(ある高齢出所者は)人とうまくやっていくために納得できないことでも愛想よくその場を取り繕い、状況が悪くなれば、交渉せずにその場を立ち去ることを繰り返してきた。そんな人に、生活保護を受け、衣食住を整え、四角四面で正しい生活の枠にはめ、枠からはみ出そうとするたびに、刑務所より社会の方がましだろうと説いてきた。しかし、本人の立場に立ってみれば、社会は生きづらさを抱えてきた場所であり、"縁"を見つけることに不安や戸惑いを感じることはごく自然なことで、生活に慣れるまでに時間を要することを理解しなければならなかった」(山田、2017;6-7)。ここで登場する当事者の脱走は、「失敗」ではなく、彼にとっては「生きる術」である。

この点にかんして、社会から排除される経験を重ねてきた高齢出所者においては「支援者との対人距離を推し量ることが難しいものや、猜疑心・敵対心から、支援を受け入れる心的準備が整っていない」者が少なくない、との指摘がある(舩山、2017;8)³。そのような段階にある者に対する、「支

³この点に関連して、舩山は以下のように指摘する。「このような対象者は、本当に支援者を信じていいのか、支援者に対して、揺さぶりをかけてくる場合が多い。具体的には支援者が困惑するような言動をとり、どこまで自分という人間を受け入れてくれる支援者なのか試している行動といえる」。なお、この点に関する論考として、神垣一規・舩山健二「福祉支援を

援」としての介入は、「時として他人の心に土足で踏み込むようなもの」(船山、2018;9)である。刑務所拘禁経験を通じてコミュニケーションの力を失った高齢出所者たちは、そのことに対する「怒り」や「不満」を、ときに支援者への「反発」の形であらわす。その反発が、ときに「再犯」という形になることもあるだろう(安田、2018;295)。

これらの指摘から、刑務所出所者等の「意思決定や意思表示が苦手である」 ということの背景には、彼ら・彼女らが刑務所に入る前に置かれていた社会 的排除状態や、刑務所内での生活を通しての経験があると思われる。

すなわち、「司法と福祉の協働」の動きの中で、彼ら・彼女らが必要としているサービスをもれなく確保するための試みが行われてきた。しかしながら、その動きの中に置かれた当事者たちにとっては、そもそも目の前にいる支援者が自分の味方なのかどうか疑わしいものであったり、その支援者が提示するサービスが自分にとってメリットがあるものなのか、デメリットが大きいものなのかも判断することが難しい状況であったりするのである。

3 刑務所内における意思決定・意思表示の特徴

以上の問題状況に鑑みれば、サービスに関する情報提供やサービスを受けることのメリットについての説明の機会を充実するのみでは、意思決定 支援としては不十分であるといえる。さらに、意思決定支援とは別に、

「自分の思いや望み」を他者に伝えるための意思表示に向けた支援も必要になるだろう。そこで、次に、刑務所出所者への意思決定・意思表示支援を考える前提として、刑務所における意思決定・意思表示の特徴について示す。

上述の通り、支援者の声から刑務所出所者等が意思決定・意思表示をすることが苦手な背景として、二つの視点を指摘することができる。本章では、そのうち刑務所内での生活に着目することとする。刑務所の中と外の

希望しない高齢受刑者の特徴」、司法福祉研究 14 号、95 頁—113 頁 (2014) がある。

生活は大きく異なる。ここでは、とりわけ、自分で「選択」する機会が限 定された生活環境である点と自由に話すことができない点に着目したい。

まず、意思決定に関連する、自分で「選択」する機会の少なさ、である。冒頭に述べたように、私たちは常に「できること」の中から、選択し、それらを組み合わせながら生活している(セン;59)。「1限の授業に出るためには、6時に起きて6時半の電車に乗ろう」など、計画を立てながら行動することが要請されている。しかし、受刑者は刑務所内で、時計や地図を見ながら生活することはない。行進についていけば、時間通りに工場や浴場、居室などの目的地に到着する。そこでも、号令を受けて行動をする。そのような生活を送る中で「自分じしんで考えて行動する」力が衰えうる。

また、懲役刑に服している受刑者のばあいには、平日の日中は刑務作業に従事することになる。職業訓練や改善指導等があるときには、それらに参加することもあるが、多くの時間を刑務作業への従事に費やす。それは、そもそも「懲役刑」が「刑務所への拘禁」をもって移動の自由を剥奪し、「所定の作業」として刑務作業への従事を義務付けることを刑罰の内容としているからである。それゆえ、刑務作業は「刑罰」であり、本人の意思と関係なく強制されるものである。その一方で、職業訓練等の改善指導への参加および、どの活動に参加するかは当該受刑者の意向もくまれうるようである⁴。改善指導への参加にあたっての意思決定や意思表示については、第4章で詳述することとし、ここでは、そのように意思決定する機会は限定されている点について指摘するにとどめたい。

次いで、「自由に話すことができない」という点に着目してみよう。 刑務所の壁には、一般の社会ではあまり見かけない張り紙が貼ってある ことがある。その張り紙には、「交談禁止」と書かれている。すなわち刑 務所では原則として、受刑者どうしで自由にすることは許されていない。

6

-

⁴ ただし、正当な理由なく改善指導への参加を拒んではならない、ということが遵守事項として受刑者に対して科されており、この遵守事項に違反すれば、懲罰の対象となることもある。そのため、改善指導への参加については、法的にもっぱら当事者の意思にゆだねられているというわけではなく、一定の強制力が働いていると解することとができる。

塀の外の生活においては、コミュニケーションが極めて重要である。電子メールや SNS というツールの発展により、他人とコミュニケーションをとる頻度が高くなり、それによりコミュニケーションスキルの重要性も高まってきている。その一方で、刑務所では他者とのコミュニケーションの機会が圧倒的に少ない。

作業中、他の受刑者に確認したいこと等があれば、挙手をして担当の刑務官の許可を得てから相手に話しかける。この光景は、塀の外ではあまり目にすることがない。一般の会社等においては、作業を分担する同僚同士で相談する際に、挙手をして上司に許可を求めることはないだろう。

とはいえ、すべての交談が禁止されているわけではない。例えば、運動の時間や、昼食後談話室において、受刑者同士で談笑することはあるようである。また、刑務官と受刑者においても「対話」する機会はある。

YouTube の法務省チャンネル、「その情熱が、その使命感が秩序を育む」 5では、刑務官に相談したり自分の意見を伝えたりしている受刑者の様子が紹介されている。この点については、匿名の「受刑者」と「刑務官」の対話の情景は、塀の外で日常的に行われている対話とは大いに異なる、との指摘もある点に留意しなくてはならない(浜井;206)。刑務所内ではルール違反を行えば、懲罰の対象として不利益を被ることがある。自分に対して処分を与えうる「権力」を持つ相手とのコミュニケーションを長年続けてきたという経験が、支援者への猜疑心にもつながりうるものと思われる。

4 おわりに

頭の中に1人の刑務所出所者を思い浮かべてもらいたい。 この人の再犯防止のための支援をする、というミッションを受けたとき、まずは何をするか。どのような視点で関わるか。

⁵ この動画が公開されたのは 2009 年 5 月であり、状況が変わっている点もあるが、作業中の様子や受刑者と刑務官の対話の様子については、近年においても大きな変化はないように思われる。

支援の内容そのものは、刑務所出所者に対するものだからと言って特殊なスキルやノウハウが必要なものとは限らない。ハウジング、就労、医療、介助や介護など、それらは出所者か否かにかかわらず有しているニーズである。しかし、「再犯防止」という文字が入っただけで、リスクマネジメントの視点が強調されるのではなかろうか。問題を回避するための支援となれば、そこには契約が前提する両当事者(ここでは、事業者と利用者)の対等な関係性が崩れてしまいかねない。再犯防止のために「支援者が必要であると思慮する」支援と、「利用者が必要としている」支援にギャップが生じ、前者の比重が重ければ、その支援はパターナリスティックなものとなってしまうだろう。当該利用者が、意思表示をうまくできない場合には、「問題行動」につながりうる。

「司法と福祉の連携」の名のもとに刑務所出所後に切れ目なく、対人援助サービスを確保するためには、連携体制のみを論じるのみでは不十分である。そこで、意思決定や意思表示に向けた当事者に対する働きかけと、刑務所出所者等の「意思決定・意思表示の難しさ」に関する関係諸機関に対する情報提供がまずは必要になるのである。

[参照文献]

アマルティア・セン、池本 幸生 · 野上 裕生・佐藤 仁翻訳『不平等の再検討』(1999)、 岩波書店

舩山健二「第2章 『支援不信』の受刑者たち」、安田恵美、掛川直之編『刑務所出所者の更に生きるチカラ、それを支える地域のチカラ』(2017)

浜井浩一『刑務所の風景』 (2006)、日本評論社

神垣一規・舩山健二「福祉支援を希望しない高齢受刑者の特徴」、司法福祉研究 14 号、95 頁―113 頁 (2014)

丸山泰弘「第 11 章 非拘禁的措置の担い手と関連機関ネットワーク―地域生活定着 支援センターを中心に」、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の展望と課 題』 278 頁以下(2012)、現代人文社

山田真紀子「地域生活の定着に向けた取り組み―司法と福祉の懸け橋として」、ヒューマンライツ = Human rights 352 号 6 頁-7 頁 (2017)

安田恵美「第 15 章 高齢犯罪者に対する地域生活定着支援センターによる支援」、 刑事立法研究会編『『司法と福祉の連携』の展望と課題』295 頁 (2018)、現代人文社 安田 恵美,山田 真紀子,藤田 直樹,濵田 幸子,河野 慎吾,石野 英司「座談 会 高齢出所者の社会参加と社会復帰:高齢出所者とその支援者を迎えて」、法学セ ミナー 62(11),39 頁-49 頁 (2017)。

第2章

受刑者が支援を希望するとき

神垣 一規

1 はじめに

受刑者に課せられた義務は多く、問題性に応じた改善指導を受講しなければ ならず、一日の決められた時間数だけ刑務作業を行わなければならないなど、 自由に物事を決められる機会は非常に少ない。そうした生活を送っている受刑 者にとって、福祉支援や就労支援の希望を聞かれ、受けるかどうか自分で決め て良いと言われることは、普段の受刑生活であまり実感することのない権利を 意識できる場面の一つでもあると思われる。この義務と権利を明確に分け、強 制力をもって矯正施設に収容されている受刑者の立場を守るとともに、刑務所 側の行き過ぎた介入を防止するためにも、これらの支援を受けるためには必ず 本人の希望と同意が必要となる。しかし、自分の生活上の困難さに気づけず支 援を受ける必要性を感じていない者や、支援を受ける必要性は感じていても意 地を張って希望しない者などもおり、断る権利があるからこそ、支援が必要な 受刑者に十分な支援が行きわたらないといった問題が生じている。平成29年 に閣議決定された再犯防止推進計画の重点項目として居場所と出番の確保が 挙げられる中、こうした支援を希望しない受刑者の実務上の問題は深刻であり、 彼らが適切に援助を求めるようになり、納得した上で支援を受けられるように 導くための具体的な方策を考えることは火急の課題であると言える。

2 刑務所における福祉支援の概要

2-1 福祉支援充実化の経緯

この課題と向き合うに当たって、まずは、刑務所における福祉支援と就労支 援の実情について紹介したい。刑務所における福祉支援の中心となるのは特別 調整と呼ばれる支援である。これは、高齢(特別調整の対象となる高齢者はお おむね 65 歳以上とされている。) や障害のために刑務所出所後に福祉サービス を受ける必要があり、かつ、釈放後の住居がない者について、刑務所在所中か ら福祉サービス受給に係る手続きを行うための制度であり、出所後に帰る場所 を定めるなどの一般的な生活環境調整と区別して特別調整と呼ばれている。こ の特別調整が制度として運用を開始したのは 2009 年からであり、それまでは、 出所後に行く当てもなく、その日の食事もままならない状態にある高齢受刑者 などに対しても、何の支援もしないまま釈放するといったことが実際にあった。 こうした出所者は、その時の空腹を満たすためや寒さをしのぐために出所後す ぐに再犯に及び、結果的に衣食住が保障されている刑務所に帰っていくのであ る。そして、まさにこのような状況に置かれていた刑務所出所者により、2006 年に下関駅舎放火事件が引き起こされ、「刑務所に戻りたい」といった犯罪の 動機が注目を浴びた。また、同じ頃に、刑務所で高齢者や障害者がどのような 生活をしているのかについて山本譲司氏が実体験をもとに紹介した「獄窓記」 などが一般向け書籍として世に出たことなどもあり、福祉支援の必要な受刑者 に対する関心が高まっていった。さらに、統計的にも高齢受刑者の増加が目立 つようになり、2008 年版犯罪白書では高齢受刑者に関する特別調査の結果が 報告されている。こうした様々な出来事が契機となって、刑務所の中に社会福 祉士が配置され、特別調整が運用を開始し、刑務所出所者と地域の福祉施設等 をつなぐ役割を担う地域生活定着支援センターが各都道府県に設置されるよ うになった。

2-2 福祉支援の効果と課題

この特別調整の効果は絶大であり、「都道府県地域生活定着支援センターの 支援に関わる矯正施設再入所追跡調査」によると、高齢・障害の種別を問わず、 2009年7月から2013年度末までの約5年間で全国の地域生活定着支援センタ ーが介入を行った元受刑者のうち、調査時点である 2014 年度末において 9 割 以上が再逮捕も再入所もなく地域で生活していたという。また、特別調整を受 けた高齢受刑者は特別調整を受けなかった高齢受刑者に比して再犯率が有意 に低いという統計的な結果も示されている(kamigaki et al、2014)。

しかし、特別調整を受けたとしても様々な理由で調整が難航し、出所までに住 居等を確保できない場合や、本人の希望通りの支援を用意できない場合がある。 例えば、最初は施設に帰ることを希望し、金銭管理や外出なども、その施設の ルールに従うと述べていたにもかかわらず、施設の職員との面談の際にルール の細かい説明を実際に受けると、「そんなことは聞いてない。もう施設には帰 りたくない。」と拒否してしまうことがある。これは事前の説明不足もあるか もしれないが、本人が何を求めて福祉支援を希望したのか把握できていないこ とが問題であると思われる。職員側が良いと思った支援であっても、本人にと っては迷惑となる場合もあるため、本人の希望や意向には十分に配慮する必要 がある。また、調整を難航させたくない刑務所職員と自分の施設でやっていけ るのか確認したい施設職員とでは、その思わくの違いから、同じことを説明し ていたとしてもニュアンスが異なり、その微妙な対応の違いによって拒絶反応 が起こる場合もある。このような困難さは伴うが、たとえ中途半端にしか支援 できなかったとしても、その内容を保護観察官などの次の支援者に引き継ぐこ とができれば、受刑者の社会復帰に役立つと確信している。

3 節 刑務所における就労支援の概要

3-1 就労支援充実化の経緯

次に就労支援について説明したい。こちらは特別調整よりも少し早い 2006 年から本格的に運用が開始されている。受刑者に対する就労支援の必要性が注 目される端緒は、バブル経済が崩壊し犯行時無職の者が顕著に増加していった 1992 年頃であると考えられるが、それから 10 年以上、本格的な対策は取られ ていない。その後、2006年版犯罪白書において、失業率の推移が財産犯の増減 に与えている蓋然性はかなり高いと指摘され、同じ年に、法務省と厚生労働省が連携して刑務所出所者等総合的就労支援対策が開始されたことで、受刑者等を対象とした就労支援の枠組みが固まり、矯正施設においてはキャリアコンサルタント技能士等の資格を有する就労支援スタッフが配置されるようになった。その後も、リーマンショックによる失業率の増加や東日本大震災による除染作業員の募集、東京オリンピック開催決定に伴う建設ラッシュなどといった一般社会の様々な出来事とともに、就労支援の方向性や在り方は問われ続け、現在に至っている。具体的な支援の内容については、刑務所在所中からハローワークと連携して職業紹介を行うことで就労内定につなげることを目的とした一般的な就労支援や、おおむね1年間の長期にわたって就労に対する構えの構築や就労意欲の喚起などを図っていく重点的就労支援などがある。近年では、一般には公開されない受刑者等専用求人が利用できるようになり、刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用する協力雇用主の登録数も増加しており、就労支援を支える各種制度は充実化してきている。

3-2 就労支援の効果と課題

就労支援の効果について各種年報等を参照すると、2015年では全国で275名しか刑務所在所中の内定を得ることができなかったのが、2018年では1,154名にまで増加していることが示されている。しかし、2017年の1年間で保護観察が終了した刑務所出所者のうち30.8%が保護観察終了時に無職であり、また、同じ年の1年間の再入受刑者の犯罪時無職率は72.2%にものぼり、依然として仕事に就けない受刑者等の問題は深刻である。就労支援の実務上の問題点はいくつかあるが、その一つとして「雇ってもらえればどんな仕事でもよい」と述べる受刑者の多さが挙げられる。確かに、前科がなくても失業してしまうような不況のさなかでは、元受刑者といった肩書を有している者が仕事を選べる状態にないという現実はある。しかし、何でもよいと考えて就職した職場に長く勤めることができるだろうか。支援によって刑務所在所中の就職内定率は大幅に高まっているが、筆者の実感では出所後半年もせずに辞めてしまう者がほとんどであるように思う。就職内定率を考える前に、まずは本人の職歴の棚卸し

から始め、世の中にはどのような仕事があるのかを知ってもらい、自分の性格 等にも目を向けるよう方向づけるなどして、漠然とでもやりたいことを持てる ように働き掛ける必要があると言える。せわしない社会生活の中では、このよ うにじっくり自分と向き合うことは難しい。刑務所の中では、焦って就職を決 めるよりも、自己理解に取り組むほうがよほど有益であると感じている。

4節 希望を適切に表明するためには

4-1 支援の必要性の自覚を促す

これらの支援の課題に共通していることは、受刑者自身が自分の希望を明確 化できていないことである。希望を明確化するためには、自己理解が欠かせな い。しかし、神垣ら(2014)によると、客観的には福祉支援が必要であるにも かかわらず特別調整を希望しない高齢受刑者は、福祉支援の必要性や自分が高 齢者であるということに関する知的気づきが乏しく、日常的な体験の中でこれ らのことを実感した経験も少ないことが示されている。つまり、特別調整を希 望しない高齢受刑者の多くは、自分に福祉支援が必要であるということを実感 できておらず、支援を希望する必要性を感じていないと言える。こうした自己 理解不足は就労支援においても生じており、「出所後に仕事の当てはある。」と 述べる受刑者の話をよくよく聞いていくと、これから雇ってもらえるようにお 願いする、入所前の口約束では雇ってもらえることになっていたなど、当てが あると言えるのか疑わしい場合も多い。このように自分は大丈夫であると考え て、支援の必要性を自覚できない場合、職員がいくら働きかけても、それを自 分事として受け入れることは難しい。では、自覚を促すためにはどうすればよ いのだろうか。

結論から言えば、必ずしも最初から自覚を促す必要はないと考える。自分は高 齢者であると認めようが認めまいが、出所後すぐに住む場所を提供してもらえ るのはありがたいことであるし、仕事の当てがあったとしても自分の仕事の適 性を知ることに興味を持つ可能性はある。今の自分の状態であったとしても、 支援を受けることにメリットがあると感じられるようになれば、自ずと支援を

希望するようになると言える。逆に、あなたは高齢者としての自覚が足りない、 それは仕事の当てがあるとは言わないなどと指摘しながら支援を受けるよう 勧めることは、あなたは高齢者で支援なしでは生活できない人、あなたは自分 では仕事もまともに探せない人といったレッテルを相手に貼るようなもので ある。こうしたやり方では、支援を拒否する姿勢を更に強化することになりか ねない。では、まったく自覚を促さなくても良いのかというと、そういうわけ でもない。導入の部分では、今の自分にも価値のある支援であると思ってもら えることが大切であるが、その一点張りだと、支援の内容と本人が漠然と求め ているものとの違いが違和感として感じられるようになり、いつかは「こんな はずではなかった。」、「自分に必要な支援ではなかった。」といった気持ちが芽 生えてくると思われる。それを回避するためにも、高齢者の生活上の困難さや 就労維持の難しさなどを知識として理解してもらい、自分自身の経験を振り返 る中で似たような困難さを感じたことがないか点検してもらうことが必要で ある。うまくいかなかったことや困難に感じることがあっても、それは恥ずか しいことではなく、支援を受けながら努力することで何らかの対処法が見えて くる可能性があると勇気づけることが、自覚を促すことにつながるのではない だろうか。

4-2 支援への協力的態度を引き出す

自己理解が進み、自分には支援が必要であると自覚できたとしても、国の世話になりたくない、支援を受けてもうまくいくはずがないといった考えが先に立ち、素直に支援を受け入れられない人も多い。こうした非協力的な相手を支援するに当たって、Trotter(2015)は次の4つの方法が有効であると指摘している。

① 役割の明確化

刑務所の職員は受刑者を看守する立場であるとともに支援する役割も担っている。こうした役割の二重性が不明瞭な職員は、支援者として関わる必要がある場面でも指導的になりがちであり、受刑者としては、この職員とどういっ

た態度で接すれば良いのか分からず、拒否したり回避したりすることで対処し ようとする可能性がある。職員が有するこうした役割の二重性を受刑者にも理 解してもらうために、場面に応じて話し合えることと話し合えないことがある、 支援に関しては受刑者の希望を尊重するが日常場面では制限を加えることも あるなどと説明する必要がある。また、支援者自身も自分の役割を明確にし、 メリハリをつけて受刑者と接することが望まれる。そうすることで、受刑者と 職員の双方に、「職員は支援者でもある」という実感が湧き、受刑者も困りご とを相談できるようになると考える。

(2) 向社会的な価値観や行動の強化

支援を希望しない受刑者にとっての向社会的な価値観や行動とは、自ら問題 意識をもって支援を受け、支援者と協力して更生に向けて取り組んでいくこと である。こうした考え方や行動が見られたときには、それを強化してくことが 重要である。しかし、実際の場面では、頑なな受刑者に対して「そんなに支援 が嫌なら断った方がいいですね。」「いくら説明しても意味ないみたいですね。」 などと伝え、受刑者の非協力的な態度を意図せず強化していることもあるので はないだろうか。どのような価値観や行動を強化していくのか明確にすること で、適した言葉を掛けることが可能となり、協力的な態度を引き出すことにつ ながると言える。

(3) 問題解決志向

この方法をとることにより、問題解決に至るまでの手順を明らかにして、系 統的に受刑者に働き掛けることができ、支援の方向性がぶれにくくなるという メリットがある。問題解決の手順は、(a)受刑者の問題を知る、(b)どの問題に最 初に取り組むか決める、(c)問題を更に詳しく見ていく、(d)目標を決める、(e)協 力して問題解決に当たる上での同意を得る、(f)問題解決に向けての戦略と課題 を決める、(g)問題や戦略の再検討を行うである。そして、今取り組んでいるこ とについて、受刑者と支援者が共通理解を持つことで、互いが納得した上で次 のステップに進むことができ、支援者による支援の押し付けや受刑者の拒否的 態度を回避することが可能になると言える。

④ 支援者の態度

今まで述べてきた三つの支援を行う際には、共感的であったり、楽観的であったり、ユーモアを用いたりする方が効果的であるとされている。これらは、非協力的な受刑者を目の前にしたときに、最も出にくい態度であると思われる。つまり、支援を希望しない意味が分からない(共感できない)、この人の人生の先行きは暗い(悲観的になりがちである)、このままでは再犯に至って新たな被害者が出るかもしれない(ユーモアを挟む余地がない)などと考えがちである。しかし、それでも、受刑者の気持ちに寄り添い、うまくいくかもしれないという可能性を信じ、時に笑い合えるような関係性を築くことが大切であると言える。

4-3 自発的な援助要請行動につなげる

刑務所在所中であれば、職員が上述のような工夫を凝らして声掛けをしていくため、自発的に援助を求めなくても支援へと結び付く場合が多い。しかし、社会では必ずしもそうはいかない。自ら困りごとを表明し、援助を求められるようにならなければ必要な支援を得ることができない。つまり、刑務所の中にいる間に、援助を自発的に求められるようになるまで導いていくことが大切である。

わが国で援助要請や被援助志向性に関する研究が多く行われるようになったのは2000年前後からであり(永井、2017:16)、何が援助要請を促進・抑制するのかに関する知見が蓄積されている。その知見は受刑者を理解する上でも大変役に立つものであるが、ここでは受刑者特有と思われる自由の理想化について考えたい。自分がしたいことを表明できるかどうかは自由意志の問題にかかわる。渡辺ら(2015)は、自由意志の信念が強い人ほど「自分自身の行為に責任をもつ」という責任帰属が強くなり、自由意志信念が否定されると責任を帰属しなくなると指摘している。犯罪者の多くは、自分自身の行為に責任を持つことに困難を抱えていると言える。つまり、自分の行った犯罪行為がどのような影響を及ぼすのか想像できなかったり、それが分かっていても「仕方なか

った | 「相手が悪い | 「運がついていなかった | などと責任を回避したりする傾 向がある。そうした受刑者が、自由の少ない刑務所生活を送り続けていれば、 責任は果たしたくないが自由は欲しいという思いが強まることも容易に想像 できる。そして、責任部分を除外した自由を求め、本当に何にも縛られること がなく、自分の思うままに振る舞えることこそが自由であると、自由を理想化 するようになる。各種支援についても、支援者に協力するという責任を負うこ とで初めて自由意志に基づき希望することができるのであるが、受刑者の場合 は責任を果たすことを不自由さと感じて支援を希望できないと思われる。この 理想の自由を追い求めることで生じる不自由さを軽減するためには、責任を負 うことの価値を高めていくことが重要となる。そのためには、やるべきことを しっかりとこなすことによって自由が保障されるという仕組みを理解させた り、日頃の刑務作業の中で自分に与えられている工程に責任をもって取り組む ことで、やりがいや当事者意識が芽生えることを体験的に理解させたりするこ とが必要である。その結果として、自由に伴う責任を果たそうという意欲や自 信が身に付き、ひいては、自分に必要な支援は自分で求めるという主体性を支 える自由意志が強まると考えられる。

5 おわりに

ここまで、受刑者が希望を適切に表現できない理由について考察し、支援者 の関わりについて考えてきた。しかし、受刑者が抱える問題性は想像する以上 に複雑であり、ここに挙げたもの以外にも様々な理由が絡み合いながら受刑者 の態度は形成されていると言える。例えば、今回は支援を希望"しない"受刑 者を中心に考えてきたが、その多くは対人不信や自己否定の強さ、表現力不足 などから支援を希望"できない"受刑者でもある。そのため、支援についても 画一的なものやマニュアル的なものでは到底対応しきれない。また、刑務所在 所中の支援だけではうまくいかないことも多く、むしろ在所中にどうにかしよ うと思って焦ることは失敗を招くことにつながりかねず、社会内での支援者に つなぐことも非常に重要となる。さらに、日々、受刑者と向き合っている我々 は、彼らを支援することばかりに目が向き、彼らが本来持っている能力や彼ら

が本当に求めていることを見過ごしがちである。支援を希望しないのは、自分でできるところまで頑張ってみたいという気持ちの表れかもしれないし、彼らに必要な支援と彼らが求めている支援は必ずしも一致しないかもしれない。このように多面的でマクロな視点を持ち、受刑者を一人の人間として尊重しながら関わることが何よりも大切なことであると言える。そうした関わり自体が、「自分なんか助けてもらう価値もない。」「結局は誰もが自分を見捨てるんだ。」といった自己否定や対人不信を解きほぐすことになり、福祉支援、就労支援という枠組みの中で受刑者と支援者が共同作業を行えるようになっていく。筆者の経験を振り返ると、成功したと思える支援は、うまく支援できたという感覚ではなく、受刑者と一緒に頑張ってきたという感覚の方が強く、どのような状態で出所の日を迎えたとしても、(ぬぐい切れない心残りはどうしても存在するが)達成感や感動があったように思う。この心地良さを一人でも多くの受刑者と共有したいという思いが、支援を希望しない、希望できない受刑者を動かしていくものと信じている。

[参照文献]

神垣一規・舩山健二(2014)「福祉支援を希望しない高齢受刑者の特徴」『司法福祉研究』 14巻、95-113 頁.

Kamigaki, K. Yokotani, k. (2014)" A reintegration program for elderly prisoners reduces reoffending" Journal of Forensic Science & Criminology, 2(1), 1-7.

永井智(2017)「これまでの援助要請・被援助志向性研究」水野治久監修、永井智・本田真大・飯田敏晴・木村真人編『援助要請と被援助志向性の心理学 困っていても助けを求められない人の理解と援助』金子書房、13-22 頁.

Trotter, C. (2015) Working with involuntary clients: A guide to practice 3ed edition Routledge.

渡辺匠・太田紘史・唐沢かおり (2015)「自由意志信念に関する実証研究のこれまでとこれから:哲学理論と実験哲学、社会心理学からの知見」『社会心理学研究』31 巻 1 号、1-7 頁.

山本譲司(2003)『獄窓記』ポプラ社

全国地域生活定着支援センター協議会「都道府県地域生活定着支援センターの支援に 関わる矯正施設再入所追跡調査」http://zenteikyo.org(2019.12.22 閲覧)

第3章

刑務所医療における意思決定支援

舩山 健二

1 刑務所医療(矯正医療)とは

1-1 刑務所における医療

刑務所における医療に関しては、「刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)に規定されている。刑務所とは、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)のひとつであり、刑務所医療という表現ではなく、通常は、矯正医療という表現が用いられる。本稿では、矯正医療のなかの刑務所における医療について述べる。

一般社会では、自身の衛生管理や健康の保持は、原則的に個人の責任において行われる。しかし、刑務所は法律によって、被収容者の行動の自由を制限している場(強制収容)である。ゆえに、矯正施設は、被収容者の健康管理及び衛生管理に責任を負っている。こうした背景から、医療に要する費用に対し、健康保険は適用されない。費用は、法務省矯正官署予算(国費)で処理される。ちなみに、2017年の被収容者一人一日当たりの収容費は、1,826円であり、そのうち医療費は184円となっている。6。

刑務所における医療の理念は、被収容者の収容の確保が大前提とされており、「被収容者を改善更生させるための基盤構築」と位置づけられている⁷。

⁶ 法務省矯正局発行の『日本の刑事施設』に掲載されている数値である。

⁷ 法務省矯正局矯正医療管理官編(2015)『研修教材 矯正医療』公益財団法人矯正協会

ときには、「必要にして過剰にならない医療」とも表現される。

1-2 刑務所医療の構造

全国には 62 の刑務所が存在し、これらの刑務所内には組織上、医務部(医療部)や医務課などが設置されている。刑務所内に施設の規模や役割に応じ、病院や診療所が開設されている。これらは、医療法上の病院や診療所(有床・無床)として扱われている。医療資源に限りがあることは、一般社会においても刑務所においても変わりはない。限りある医療資源を効率的に運用するため、刑務所医療は、3 段階構造をとっている。刑務所の施設区分は、処遇指標による区分が主であるが、医療機能面からの施設区分もある。東日本成人矯正医療センター等に代表される「医療専門施設」が全国に 4 施設。大規模な矯正施設等が指定されている「医療重点施設」が全国に 9 施設。それ以外の刑務所は「一般施設」と位置づけられている。

1-3 刑務所医療の特徴

冒頭でも触れたように、被収容者の健康管理や衛生管理に関して、責任を負っていることが前提としてあり、刑務所では、医療に関しても必要な措置を講じるという考え方である。一般社会のように医療が、サービスであり患者自身が、医師や医療にフリーアクセスできる仕組みではない。ここには、医療の専門知識を有さない刑務官が介在しているなど、弊害も大きい。しかし、一般社会において、生活困窮により健康保険に加入できず、健康上の問題を抱えながらも、医療を受けることができていない方々もいる。刑務所という構造が、被収容者を抑圧下に置いている反面、国の責任において、医療を施す在り様はある意味、パレンス・パトリエ(Parens Patriae)とも受け取れられる。

一般社会では通常、"病い"を起点とし自らが医療機関を受診する。そして、健康問題の解決や治療の終結をもって、患者一医療者の関係も終結する。しかし、刑務所医療は、"病い"の解決や治療の終結といった医療上の事情にはよらず、執行刑期の終了といった事由をもって、患者一医療者の関係が解かれる。

あくまで、治療と言う枠組みではなく、刑期により規定される。そして、患者 -医療者という関係に着目すると、被収容者(受刑者)-収容者(医療職を含 む刑務所職員)という、立場の非対称性が存在している。法務省矯正局が発行 している"矯正医療"というパンフレットにおいて、精神科専門医でもある、 東日本成人矯正医療センター長は、「必要にして過剰にならない医療」を実践 するためには、公平性・中立性・一貫性の3原則に基づいた、観点も重要であ ると述べている。一般社会における医療の場に求められる、即応性・個別性・ 臨機応変に対応する在り方とは、異なる様子が窺い知れる。

2 医療現場における意思決定支援

2-1 医療現場における意思決定に関する歴史的変遷

意思決定の方法として、年代を追ってみたい。昔の医療現場では、医師を頂点とした、ピラミッド構造のなかで、治療方針は担当の医師が、この患者に善かれと考えた治療を施した①「パターナリズム(Paternalism): 父権主義的」な時代があった。その後は、②「シェアードディシジョン(Shared decision):協働的意思決定」として、患者を中心とし、医師に限らず、看護職等の医療スタッフが、チームを形成し、十分な医療情報を提供し、治療方法等について、複数の選択肢が提示され、医師と患者で意思決定する方法に移行した。情報社会となった今日では、インターネットなどを通じて、同じ疾患や障がいをもつ、当事者からの情報なども容易に得られる。このような、情報も踏まえ単に治療法の選択にとどまらず、疾患や障がいとともに生きる"生き方"として、治療法を自分自身で意思決定する③「インフォームドディシジョン(Informed decision)」という在り方へ、時代とともに意思決定の方法にも変化が表れている。

このような流れから、医療現場における「インフォームド・コンセント (Informed consent):説明と同意」の在り様も、次のように変化してきた。 パターナリズムに基づき、患者が強制的な状況下に置かれていた時代には、担当医の指示や病院の規則に従う患者は、「コンプライアンス(Compliance)」が

良い患者とされ、担当医が指示をした内服を行わないなどの患者は、コンプラ イアンスが悪い患者であると、つねに医療者が患者を評価していた時代があっ た。シェアードディシジョンの考え方が、浸透してきた時代では、医療者によ る、あからさまなパターナリスティックな言動は少なくなりつつあった。患者 が意思決定の過程に参加することで、パターナリズムの時代とは違い、表面上 は、意思決定の権利が患者側に移行した。しかし、実際には患者の主体性より も、医師の決定を優先する傾向が強かった。この頃には、「コンプライアンス」 という言葉に変わり、「アドヒアランス(Adherence)」という言葉が、盛んに用 いられるようになったものの、あくまでも形式的なものであり、隠微な責任転 嫁ともとれる。この象徴が「同意書」である。同意書への署名を巡っては、2003 年から2004年にかけて、フジテレビで放映された『白い巨塔』において、「同 意書 書いたからって同意したわけじゃありません」という名言につづき、「医 師に ほかに助かる見込みがない、道がないって言われたら同意するしかない じゃない!」と法廷内で遺族が、悲痛な叫びを上げる場面が思い起こされる。 真の同意(consent)に必要なことは、患者が同意していないにもかかわらず、 同意してしまう状況をなくすことである。

今日では、インフォームドディシジョンを背景とし、患者が主体的に自らの 治療方法を決定し、担当医や医療者と合意に達するまで話し合う「調和」や「一 致」を Key concept とした「コンコーダンス (Concordance)」という考え方が 普及している。

2-2 ガイドライン から捉える意思決定に関する潮流

2007年に「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」(後に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」へ改称)が公開され、2018年3月には、同ガイドラインの改訂版が公開された。

³ 浅井篤(2011)『医療職のための臨床倫理のことば48』日本看護協会出版会.140-143頁参照。

⁴ ここに挙げたガイドラインの詳細については、各ガイドラインの名称を用いて検索可能であ り、インターネット上で全て公開されている。

その後、2012年には、日本老年医学会から「高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン―人工的水分・栄養補給の導入を中心として」、翌 2013年には、「高齢者に対する適切な医療提供指針」が公開された。日本看護倫理学会からは、2015年に「医療や看護を受ける高齢者の尊厳を守るためのガイドライン」が公開されている。

医療における他の領域からは、2009年に日本救急看護学会が「救急医療領域における看護倫理」ガイドラインを公開し、2014年に日本救急医学会・日本集中医療医学会・日本循環器学会から、「救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン~3学会からの提言~」が公開されている。

以上は、人生の最終段階における意思決定に関するガイドラインと言える。 そして、2012年日本小児科学会からは、「重篤な疾患を持つ子どもの医療を めぐる話し合いのガイドライン」が公開された。

他方、2017年3月には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から、各都道府県、指定都市、中核市にあて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が発出されている。また、2018年6月には、厚生労働省老健局長から、各都道府県、指定都市にあてた「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドラインについて」も発出された。そして、2019年3月には、厚生労働省医政局総務課長から、各都道府県、保健所設置市、特別区にあて「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が発出されている。

これらのガイドラインを見ると、終末期医療、高齢者、救急・集中医療、重症児や難病児という、特定の医療現場や特定の年齢層が対象となっていた。今日では、ガイドラインが対象とする属性も、障害により意思決定が困難な人や、家族形態の変化といった社会的背景を踏まえ、身寄りがない人のガイドラインと、その種類も多岐におよんでいる。ガイドラインとともに、各分野や領域から、意思決定支援に関する書籍も盛んに刊行されている。

2-3 意思決定に必要な能力

そもそも、「意思決定」という用語は、政治学、経済学、心理学等の分野で

も用いられている用語である。現在、筆者が身を置く、精神看護学領域で用いられる「意思決定」について述べる。

精神科看護の領域において、用いられている看護理論のひとつに「オレムーアンダーウッド理論」がという代表的な看護理論がある。この看護理論の主要な概念は、①セルフケア、②普遍的セルフケア要素、③患者-看護者関係、④ケアレベルという概念から構築されている。「セルフケアとは、生命、健康および安寧を維持・増進するために、個人が自分自身のためにおこなう実践活動のことであり、その人が置かれている文化的背景の中で、目的を持った行動として、習得されていくものである。」がセルフケア看護理論における看護の焦点は、患者が日常生活を営むにあたって、セルフケアおよび自己決定する能力を獲得し、あるいは再び取り戻し、維持するように支援することである。セルフケアを行うために必要な能力として、次の4点が挙げられ、とくに"自己決定能力"が重視されている。

特定のことに注意を向ける能力 知識を得る能力 決断する能力 変化を起こす能力

自己決定とは、日常のセルフケアに必要な行動を、自分自身で決定できる能力のことである。例えば、尿失禁のためにオムツを使用していたとしても、「いつ、どのオムツを使用するか」、自分でオムツの着脱が困難であっても「いつのタイミングに、どこで、誰にオムツを交換してもらうか」を自分自身で決定する能力のことである。これが、生活者を看る立場にある看護者がいう「意思決定」の一例である。

「意思決定」について、整理すると「一定の目的を達成するために、複数の 代替手段の中から1つの選択をすることによって、意思を明確にして方針を決

⁵ 南裕子編著(2005)実践オレム-アンダーウッド理論こころを癒す,講談社.

⁶ P. Underwood (1985) オレムの一般看護理論, 看護研究 18(1), p85-92.

定すること。 意思決定に重要なのは自己の意思をはっきりさせるところにある」 ⁷とされている。

介護保険や障害福祉サービスが、措置から契約制度に変わって久しい。「オレム-アンダーウッド理論」では、我が国の対人援助分野において"契約"概念が用いられるよりも、古くから"契約"という概念が用いられてきた。契約(Contract)とは、患者一看護師間のケアにおける、相互に同意された取り決めである。取り決め、同意に際しては、相互に積極的に関与し、いったん契約が成立したら、患者も看護師もそれが達成されるように努力する。契約に際しては、次の3点を明確にすることが、重要なポイントとされている%。

患者の行動、活動の範囲 患者が自分自身のことをどれだけ自分でできるのか (患者自身がどれだけ自身について責任を取れるか)

2-4 意思決定支援を要する人々と支援上の注意

看護師の患者に対する責任の範囲

看護の対象には、判断能力のない人や、意思の表出に困難を来している人も多い。本人に判断能力があれば、その意向が尊重される。しかし、判断能力のない人の場合には、他者が本人に代わって「本人の推定意思」と「本人の最善利益」を考えた代理決定が行われる。ここでは、紙面の都合上、判断能力があり、意思の表出に困難を来している人の、意思決定支援について述べる。

人は、論理と直感をあわせもつ存在であり、意思決定の問題を理論的に解決することは不可能である。意思決定支援を考える際の拠り所として、自律・善行・無害・正義・真実・忠誠といった「倫理原則」がある。倫理原則は、倫理的判断を助ける規準として、非常に重要なものである。一方、単に倫理原則に当ては

8 パトリシア・R・アンダーウッド著,南裕子監修(2003) パトリシア・R・アンダーウッド論文集 看護理論の臨床活用,日本看護協会出版会、p123-p138.

⁷ 川崎優子(2017)看護者が行う意思決定支援の技法30―患者の真のニーズ・価値観を引き出すかかわり,医学書院,p2.

めてしまう危険性についても、同時に認識しておかなければならない。例として、「自律尊重」の原則について、看護理論家のパトリシア・ベナーは、「看護師が看護師らしく考えることをしなければ、患者の表面的な自己決定に寄り添うことになってしまう」と注意を促している。これは、状況が自律尊重の原則に当てはまったと捉えると、そこで、答えが得られたという勘違いによって、生じるものである。このような事象に対し、看護倫理学者でもあるスティーブン・エドワーズは、自律尊重とは、他者の個人的問題への不干渉ということではないとして、自律的な選択ができるように、関連する情報を与えるなど、他者の能力を増進させる義務が、自律尊重の原則に含まれることを指摘している10。このことは、支援者が陥りやすい事象として、念頭に置いておく必要がある。

また、自らの実践を省みる視点として、「私たちのことを私たち抜きで決めないで(Nothing About us without us)」「や、「本人のことは本人のいないところでは決めない(Being transparent)」「ことが重要となる。今日の保健医療福祉分野では、他職種連携や多機関連携による、支援が展開されている。本来、本人を中心とした、本人のための支援の中心に本人は、存在しているだろうか。専門職のみが本人不在のなか、話し合いを行っていることはないだろうか。連携とは、あくまでも本人を中心とした、本人のための支援を展開するための手段であって、連携という行為が目的ではない。そして、本人の意思決定がなされた後、意思決定された内容を遂行するための支援は、提供されているだろうか。一度、本人が「こうしたいと決めたから」と、生活体験を積み重ねてきた

-

⁹ Benner P. et al. (2007) Learning to See and Think Like a Nurse; clinical Reasoning and Caring Practices, 日本看護研究学会雑誌, 30(1), p23-p27.

¹⁰ Anne J. et al. /小西恵美子監訳(2008)看護倫理を教える・学ぶ 倫理教育の視点と方法,日本看護協会出版会,p49.

¹¹ 自立生活運動のスローガンとして用いられてきた言葉である。2006年に国連で採択され、 2014年に我が国も批准した「障害者の権利に関する条約」の合言葉として知られている。

¹² 近年、注目されているケアの手法・思想・システムである、オープンダイアローグの対話実践に 関わる重要な要素として挙げられている。

変化を捉えずに過ごしてはいないだろうか。生活体験による、本人の体験的気づきの幅を広げ、深めることも、日々の支援において大切である。この、本人の体験的気づきが活用され、現時点における、本人の意思が尊重された支援こそ、真の意思決定支援と言えるのではないだろうか。意思決定支援とは、一度限りの会議の場で決まる静的なものではない。本人の意思を尊重した、適切な支援を行い、日々の関わりのなかの変化に気づき、本人が今、何を望んでいるのかを捉える。支援者が捉えたことを、本人と確認し常時、動的なものとして関わる姿勢が、支援者には求められている。

最後に意思決定支援のプロセスに沿い、注意点を確認しておきたい。意思決定以前に、①意思を自由に表明できる状況か否か、無言の圧力など本人を抑圧する力は、作用していないか。最初に支援者ではなく、まず始めに、②本人の意見を聴くことから始める。そして、その場にいる支援者なども意見を出す。この際、どのような事柄であっても、③選択肢が、できるだけ多く出るように努める。④本人の将来的な大きな目標を確認し、③で出た選択肢のメリットとデメリットを比べて、絞り込む。⑤本人がどうするかを決める(意思決定)。意思決定は⑤までです。しかし、意思決定支援は続く、⑥本人が決めた内容を遂行するための支援について、継続的にモニタリングを行う。モニタリングを行わない、⑤の意思決定にとどめる行為は、支援を必要としている本人に対し、自己責任という名のもとに責任を押しつける、支援者による隠微な責任転嫁にほかならない。

3 刑務所における意思決定支援

3-1 上下構造と抑圧されている状況

筆者が、法務技官看護師を拝命した際に、ある刑務所幹部は「俺たちは役人、受刑者は悪人」という表現をしていた。この言葉からも、刑務官ら刑務所職員は、受刑者を収容している者であり、受刑者は収容されている者(被収容者)として、上下関係の構図が明らかである。刑務所へ人間を収容し、人間の自由を奪う行為は、国家権力の最たるものであり、権力支配下に置かれる受刑者は、

抑圧された存在である。抑圧下に置かれた人々の状況と、その状況から脱却するための方策について、先人らの偉大な業績に触れたい。

ブラジルにおいて、大地主に搾取されていた小作人らに、識字教育を行い『被 抑圧者の教育学』13を著したパウロ・フレイレは、抑圧された側の主体性を取り 戻す問題解決型教育の理念を世界中に拡げた。スウェーデンの知的障害者の入 所施設における構造的問題に取り組み、施設の論理を破壊し、『ノーマライゼ ーションの原理』14を著し、ノーマライゼーション原理の育ての父とも呼ばれ ているベンクト・ニィリエ。「自由こそ治療だ」というスローガンを掲げ、精神 病院 15の隔離収容構造そのものを問題視し、イタリアの精神病院廃絶 16 (公立 精神病院の廃絶を定めた「精神保健に関する法律 180 号」) に導き、イタリア 精神医療改革の父とも称されるフランコ・バザーリア。これら3人の改革者を 紹介し、「永続性を信じて疑わない事態に対し、変化の可能性を模索する、と いう形で認識枠組みを転換することにより、「当たり前」を括弧に入れること が可能になる。その括弧に入れた現実を変化させるためには、何よりも対象と なる相手との対話の中で、相手から学ぶ必要がある。そして、相手や社会を変 えようとする前に、まず自分自身から変わり始める。これが理性の悲観主義を 超えた実践の楽観主義を実現するための筋道であり、その延長線上に「当たり 前」をひっくり返すことが可能になる。」と竹端寬『は、その著のなかで述べ ている。

¹³ パウロ・フレイレ著, 三砂ちづる翻訳(2018)被抑圧者の教育学―50 周年記念版, 亜紀書房.

¹⁴ ベンクト・ニィリエ著,河東田博ら訳編(2004)新訂版ノーマライゼーションの原理―普遍化と 社会変革を求めて,現代書館.

¹⁵ 主として、精神障害者の治療・保護を行う病院であり、医療法や精神保健福祉法に基づいた病院である。一般に精神病院と呼称されてきたが、2006年12月に「精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律」の施行により、行政用語としては、「精神科病院」に改められた。しかし、ここでは、あえて歴史的背景等から「精神病院」と表記する。

¹⁶ フランコ・バザーリア著,フランカ・オンガロ・バザーリア編,梶原徽翻訳(2019)現実のユートピアーフランコ・バザーリア著作集,みすず書房.や大熊一夫による「精神病院はいらない!イタリアバザーリア改革を達成させた愛弟子3人の証言」(2016,現代書館)などの一連の著作、「むかし Matto の町があった」、「人生、ここにあり!」などの DVD が入手しやすく理解を深めることができる。

¹⁷ 竹端寛(2018)「当たり前」をひっくり返す―バザーリア・ニィリエ・フレイレが奏でた「革命」,現代書館,

この竹端の指摘を踏まえ、刑務所の抑圧状況下における、支援について考えたい。強固な支配一抑圧的関係を形成している、刑務所全体の構造を崩すことは、不可能であっても、相手(被収容者である受刑者)との対話から学ぶことは、実践可能である。相手や社会を変えようとする前に、まず自分自身から変わり始めるとするならば、それは、対話することにほかならない。大勢の受刑者集団のなかの1人でしかない存在から、その1人の受刑者と対話することは、固有性のある1人の人間として、承認することである。これは、一時的であっても、被抑圧者である受刑者という立場から、解放に導く道が拓かれる、はじめの一歩である。また、対話によりその人、その個人を知ってしまうと、その個人が置かれてきた、現に置かれている環境や状況から、眼を背けられる対人援助職はいないだろう。このことは、被抑圧者を社会に向けて解放することにつながる。対人援助職であれば、ソーシャルワーカーは、ケースワーカーではなくソーシャルワーカーとして、ソーシャルアクションの役割を発揮せずにはいられないだろう。著者は、看護師という立場であったが、解放知(Emancipatory knowing)18を解き放たずにはいられなかった19。

3-2 刑務所における対人援助の可能性

刑事施設の職員定員において、約9割を占めているのは、公安職である法務事務官すなわち刑務官である。残りの数パーセントに、教育専門官、調査専門官(心理職)、福祉専門官、医師・薬剤師・看護師等の医療スタッフがいる。刑務官が、受刑者の改善指導(教育)に携わることもある。しかし、戒護権が認められている公安職であること。改善指導の文字通り、その目的は、再犯防止であり、そのために介入している「ポリス・パワー (police power): 社会防衛」

¹⁸ Emancipatory knowing とは、社会、文化、政治の現状に気づき、批判的に熟考し、何故、どのようにしてその現状のようになったのかを明確にする人間の能力のことであり、不平等や不正義を少なくしようとする行為を示すことを言う(Chinn PL, Kramer MK. (2015) Knowledge development in nursing. 9 th ed. St. Louis: ELSEVIER Mosby)。

¹⁹ 舩山健二(2019)社会変革に向けて行動する看護—受刑者が置かれている状況:看て・護り・応える看護,日本看護倫理学会誌:11(1),p111-112.

である。改善指導(教育)に携わる、教育専門官も職務の目的は同様である。 このような解釈を行うと、刑務所の設置目的、役割・機能に鑑みれば、刑務所 の職員は福祉専門官であっても、医療職であっても官吏であり、「ポリス・パワ ー (police power): 社会防衛」に従属していることになってしまう。刑務所を 規定し、その運用法規でもある「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する 法律」に従って、制度事務を執行し、所属機関の役割や機能を忠実に成し遂げ ることは、時に専門職である対人援助職の価値とは、相容れない事態も生じ得 る。看護師である筆者は、看護師という国家資格保有者20であり、看護師はケ アの提供を責務としている。こうした職業アイデンティティ (identity) の自 律性と独立性が発揮し得る、環境や体制の構築が重要な課題である。 現在、刑務所には社会福祉士や精神保健福祉士等の、福祉専門職が配置される ようになってきた。制度面においては、福祉支援が必要な受刑者を対象とした、 「特別調整」制度の運用が開始され10年の時を経た。今日、問うべきことは、 これらの制度に携わる対人援助職が、刑務所の制度事務従事者となり、ケース ワーク従事者と化してしまっている懸念である。真に対象者と向き合い、ケー スワークにとどまることなく、ソーシャルアクションを引き起こす、起爆剤と なってくれることを願いたい。しかし、このような状況は、なにも刑務所にお ける対人援助に限った話ではない。精神保健福祉士の実践が、「緩やかではあ るが専門職による支配という様相」を呈する事態の進行が指摘され、「誰にと っての、誰に向き合う専門職なのか、精神保健福祉士自身に問われている」と も論じられている 21。法や制度は、より善い社会のためのものであって、法や 制度に支配され、対人援助の専門職が、その自律性や独立性を手放してはなら

ない。とくに、刑務所のような、社会的に脆弱な集団や個人を対象としている、

対人援助職が担わなければならない、専門職としての役割は大きい。

²⁰ 国家資格とは、その資格制度に法的な裏付けが存在し、根拠法に資格付与の方法、資格付与の 基準が明確に規定されている。有資格者は、知識や技術が一定水準以上に達していることを国 によって認定され、看護師は、業務遂行のための必須条件である、業務独占資格であり、国に よって業として、看護を行う権限が付与されるものである。

²¹ 古屋龍太(2019) PSW の終焉―精神保健福祉士は MHSW として未来を拓く?, 精神医療, 95: p3-7.

一方で、対人援助の専門性を示してはならない場面もある。それは、対象者と 向き合う場面である。支援者は専門家であり、支援を受ける者は非専門家とい う構造には、支援者による権力支配と被支援者に抑圧を強いてしまう危険が含 まれている。社会心理学者のエドガー・シャインは、感情的、社会的に見れば、 支援を求めた場合、人は「一段低い位置(ワン・ダウン)」に身を置くことになる ²²と述べている。このように、人が支援を要請しなければならない状況下では、 被支援者と支援者の関係が対等であるという前提は成立しない。こうした背景 をふまえ、被支援者の脆弱性(Vulnerability)を知り、配慮をもった対応を常に 考える必要がある。さらに、支援対象の受刑者は、トラウマを抱えていること も多いが、我が国の刑務所文化には、過度な規律と沈黙、そして現場職員間に 浸透している、受刑者の被害者性を認めることへの拒絶反応が存在している 23 などの事情から、刑務所内において受刑者が、自らの意思を表出し、自らサー ビスを選択できる状況にはない。刑務官の指示を厳守し、講じられる措置を甘 受せざるを得ない世界である。だからこそ、対人援助の専門職には、受刑者の 社会復帰を視野に入れ、受刑者の訴えなき声や封印されている語りを引き出す ことが求められる。この点は、次項において詳述する。

3-3 刑務所医療における意思決定支援の実際

刑務所医療の場における、意思決定支援は、こうですと明示することは、筆者の力がおよばないものの、読者の方々にとって、わずかでも参考となれば幸いである。受刑者個人を知る以前に、本章で述べてきたような、受刑者が置かれている状況について、まずは、理解し抑圧下に置かれている受刑者と、支援者である自分自身が、どのように関わることが最善であるのかを思慮し、自分自身の在り方を問うことが、支援の道を拓く第一歩となる。社会や刑務所組織に変化を求めることは難しいが、支援者となり得る可能性を秘めた、対人援助

22 エドガー・H·シャイン著,金井壽宏監訳(2011)『人を助けるとはどういうことか―本当の「協力関係」をつくる7つの原則』第2版,英治出版,p64以下参照。

²³ 坂上香(2020)受刑者の痛みと応答―映画「プリズン・サークル」を通して, 臨床心理学, 20(1), 86-90.

の専門職が、自らの考えを意図的に意識化し、その意識を変えることは可能である。受刑者の存在を"わからない者"、"困難事例"、"特殊な領域"としているものは、自称・支援者による意識にほかならない。そのうえで、対象者である受刑者個人に積極的な関心を寄せることで、ケアや支援のスタートラインにつくことが可能となる。

しかし、受刑者個人から、出生から受刑に至っている今日までの、ライフヒ ストリーを聴いていても、語られる内容(たとえば、覚せい剤の使用などの事 柄)について、私には想像や理解がおよばないことも多々あった。そんな時は、 受刑者に教えてもらった。こちらが、積極的な関心を示し、教えて欲しいとい う姿勢で関わると、受刑者もそれに応えようと、何とか言葉にして説明してく れる。支援者は、簡単に「わからない」と決めつけず、ひたすらに「わかろう」 と関りを重ねていくことが求められる。刑務所は、受刑者が支援者を選択する ことができないと同時に、必要な措置であるが故、官吏である支援者もまた、 受刑者を選ぶことができない。このような関係のなかにあって、安易に受刑者 を「わかる」ことも難しい。支援者が「わかった」と感じられても、支援者の 思い込みであるかもしれない。本当に「わかる」とは、他者である支援者とと もに受刑者が、経験を言語化し「分かち合う」「共有する」ことで、はじめて 「わかる」ことが可能となる。筆者が重きを置いていることは、刑務所に蔓延 っている「沈黙の文化」24から「対話」を引き出すことであった。対話を引き 出すように心がけるが、対話を強いることは逆効果となる。支援の対象となる、 多くの受刑者に認められる、トラウマやアディクションの根底には「無力感」 がある。自分に力がないと感じた時、人は沈黙に至る。トラウマやアディクシ ョンからの回復は、沈黙の逆であり、真実と向き合い、認め、そのことを声に 出して安全な人々に伝えられることである25。受刑者からみて、支援者が安全 な人と認識してもらえるように、最大限の注意を払ってきた。その内容は、ト

^{24 「}沈黙の文化」という言葉は、パウロ・フレイレが被抑圧者を観察するなかから、生まれた造語である。社会的に無力な人々は、社会の支配者たちに声を聞いてもらえず、自分たちの否定的なイメージを内在化させることを意味している。

²⁵ リサ·M·ナジャヴィッツ著, 近藤あゆみ, 松本俊彦監訳 (2020) 『トラウマとアディクションからの回復―ベストな自分を見つけるための方法』, 金剛出版, p173-178.

ラウマ治療の技術をもっていない筆者でも提供可能な、トラウマにやさしいケアのあり方を示す基本的な概念であり、支援現場において、再トラウマ化(トラウマを抱えている人を支援者が再び傷つけてしまうこと)を予防するために生まれた概念でもある「トラウマ・インフォームドケア(Trauma-Informed Care:TIC)」²⁶において示されている。具体的には、以下のことを回避した関りを行っていた。

≪再トラウマ化を防ぐために回避したいこと≫

- ・強制的な態度
- ・威圧的な態度:腕を組む、挑発的な態度
- · 大声、命令口調、暴言
- 不親切な態度、無関心な姿勢
- ・支援の内容や目標を十分に説明しない
- ・支援方針の突然の変更、約束を破る
- ・相手に誤解を与えるような言葉遣い
- ・掲示物などの言葉: 高圧的、暴力的、禁止系の表現

刑務所の医療における意思決定については、上述したような素地を前提として、抑圧下にあっても可能な限り、受刑者が自由な意志を表出できるような下地を築くことも重要である。そして、仮にがんの告知や説明が必要な受刑者には、医師の説明場面に同席した。受刑者が医師に質問できず、口ごもっていれば、質問が行えるように場を創り、ときに受刑者の思いを代弁することも、看護師としての役割である。治療選択に際しては、情報を作為的に用いることなく、客観的な説明を行うことが重要であり、選択肢を示さずに、刑務所職員が治療法を断定することは、あってはならない。

治療選択については、"疾病"の治療という視点ではなく、その疾病や治療によって、引き起こる、生活上の障害や不利益について、十分な説明を行い受刑者が、その"病い"とともに生きていくことを支えることは、受刑者に対する

²⁶ 亀岡智美(2019)トラウマインフォームドケアの必要性,こころの科学,208,p24-28.

医療であっても、一般社会における医療であっても変わりない。ときに「受刑者は、納税の義務も果たしていないのだから、権利などない」などと口走る方に遭遇してしまう。権利と義務は、同一線上のものではない。あくまで権利は、権利であって、仮に義務を果たせていない受刑者であっても、当然、生存権などの諸権利は、尊重されなければならない。なかには、自ら犯した罪や人生を後悔しながら、生命ある限り、償いたい、生命を全うしたいという、人生の最終段階にある受刑者もいる。どう生きるのか、どう生きたいのかについては、公共の福祉に反しない限り、抑圧下に置かれ、自由が奪われている受刑者であっても、受刑者から奪うことのできない自由と言える。

これまで述べてきた内容から、刑務所医療における意思決定とは、支援者が 一方的に受刑者に対して、教示や説教、説得、説諭するものではないというこ と。また、支援者が「わかった」つもりにならず、受刑者との対話を通じて、 受刑者個人を「わかろう」と寄り添う姿勢こそ、抑圧下にある受刑者の意思を 引き出し、自己決定を支えるということを、ご理解いただけたならば幸いであ る。

自己決定支援とは、こうするもの、こうあるべきと規定することが困難な、 正解の得られない問いについて、支援を受ける者、支援する者とが対話するこ とによって、導き出され、相互にわかりあえることをもって、成立する解(成 解²⁷)を得る過程であり、対人援助職に許された人間業であると言える。

^{27 『}成解』は、『正解』とは異なり、ユニバーサル(普遍)ではなく、常に、空間限定的であり、かつ時間限定的な性質を持つ。矢守克也(2009)『防災人間科学』東京大学出版会,32 頁.

[参照文献]

Scott Y.H.Kim(2010)Evaluation of Capacity to Consent to Treatment and Research(=三村將監修,成本迅監訳 2015『医療従事者のための同意能力評価の進め方・考え方』新興医学出版社)

Thomas Grisso & Paul S. Appelbaum (1998) ASSESSING COMPETENCE TO CONSENTO TO TREATMENT A Guide for Physicians and Other Health Professionals, Oxford University Press. (=北村總子,北村俊則訳 2000『治療に同意する能力を測定する―医療・看護・介護・福祉のためのガイドライン』日本評論社)

志賀利一, 渡邉一郎, 青山均ら(2016)知的障害・発達障害の人たちのための見てわかる意思決定と意思決定支援, ジアース教育新社

第4章

動機付けの観点からみた改善指導の効果

神垣 一規

1 はじめに

平成 18 年に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「新 法」という)」が施行され、それに伴って明治以来続いてきた監獄法が廃止さ れることとなり、刑事施設の処遇は大きく変化した。その変化の一つとして改 善指導の導入がある。今までは犯罪者を拘禁し、裁判所から命じられた懲役刑 等の刑罰を執行することが刑務所の中心的な役割であり、犯罪者は社会の安全 のために隔離され懲らしめられているといったイメージが強かったように思 う。しかし、新法施行後は、犯罪者をいかに改善し、更生へと導くかといった ことが重視されるようになり、認知行動療法などの専門的な手法を取り入れた 各種改善指導を受刑者の問題性に応じて実施することが義務付けられた。それ から10余年が経ち、現在では表1のような改善指導が実施されており、実施 データが蓄積される中で、その効果も示されている。しかし、実際には、受講 に対して十分な意欲を保てず改善指導に途中から参加できなくなる受刑者や、 最初から受講に対して拒否的な受刑者なども存在しており、受講にたどり着く までの問題に悩まされることも多い。本稿では、このような問題を出発点とし て、改善指導に対して受刑者がどのように向き合い、また、改善指導の中でど う変化していくのか、特に動機づけという観点から考察していきたい。

		表1 改善指導の種類
種類	名称	内容
一般改善指導	「窃盗防止指導」など, 各施設で決めている場合が多い。	犯罪の責任を自覚させ、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導
	薬物依存離脱指導	薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で,再使用しないための具体的な方法を考えさせる。グループワークを中心に,薬物依存からの回復を目指す 民間自助団体や医師などの協力を得て実施する。
	暴力団離脱指導	暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ, 暴力団の反社会性を学ばせるとともに,離脱の具体 的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて,出所後の生活設計を 立てさせる。
本 完工 東 北 東 北	性犯罪再犯防止指導	性犯罪につながる自己の問題性を認識させ,その改善を図るとともに,再犯しないための具体的な方法を習得させる。事前に詳細な調査を行い,再犯のリスクや性犯罪につながる問題性の程度に応じて指導の密度や科目が指定され,認知行動療法等の技法を取り入れたグループワークを中心に,カウンセリングなども組み合わせて行う。
	被害者の視点を取り入れた教育	被害者の命を奪ったり,重大な被害をもたらした受刑者に対して,罪の大きさや被害者・遺族の方の心情を認識させるとともに,再び罪を犯さない決意を固めさせる。被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材を通じて,命の尊さを認識させ,具体的な謝罪方法についても考えさせる。
	交通安全指導	交通違反や事故の原因について考えさせ,遵法精神,人命尊重の精神を育てる。被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象となる。
	就労支援指導	「説労先で円滑な犬間関係を保ち、職場に適応するための心構えや行動様式。職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法,就労に必要な基礎的知識や技能などを修得させる。生活技能訓練(SST)や就職面接の練習を行い、就職活動やその後の就労生活に役立つ内容となっている。
※法務省のホー	※法務省のホームページを参考にまと	とめたもの

2 改善指導に対する受刑者の態度

2-1 改善指導への動機づけとは

例えば、性犯罪に及ぶ危険性が高いと認められた受刑者は、性犯罪再犯防止 指導を受講する義務が発生する。どの受刑者にどのような指導を受講させるか については、指導ごと施設ごとに手続きがやや異なるものの、アセスメントの 結果等を踏まえて、刑務所に勤務する教育や心理の専門職が対象者を選定し、 刑務所内の審査会を経て決定される場合が多い。しかし、受刑者本人としては、 「勝手に決められた」と感じることもあり、指導を受講することに拒否的な態 度を示す受刑者も少なからず存在する。現在、性犯罪再犯防止指導を行うに当 たっては、受講への動機づけが低い対象者に対して動機づけを高められるよう 継続的に働き掛けることになっている。また、それ以外の改善指導についても、 より良い効果を期待して、事前に動機づけを高めるための面接を行うことがあ る。

2-2 受刑者の反応例

実際に改善指導への動機づけを行ってきた筆者の経験を思い起こすと、拒否的な態度を示していた受刑者の多くは、「受けなければいけないんですよね。」と確認した上で強い抵抗を示すことなく、すぐに受講することを受け入れていたように思う。中には、自分は性犯罪者ではないし性犯罪に及ぶような問題点もないと主張し、懲罰の対象になってもよいから指導は受けないと頑なに拒否する受刑者もおり、何度面接を重ねても十分に動機づけを高めることができず、他の受講者への悪影響等を鑑みて改善指導の受講を断念せざるを得ないこともあった。一方で、こちらが改善指導について説明する前から受講に対して意欲を示す受刑者や、特に抵抗を示すことなく言われるままに素直に受講することを受け入れる受刑者などもおり、改善指導に対する受刑者の反応は様々である。ところで、ここに挙げたいくつかのパターンのうち、本当の意味で受講へと動機づけられているのはどのパターンなのか。おそらく、こうした反応だけ

からは、十分に動機づけが高まっているのかどうかを判断することは難しいのではないだろうか。つまり、改善指導をどのようなものとしてとらえているのか、受講することで何が得られると期待しているのか、過剰な抵抗ややる気の背景には何があるのか、こういったことを互いに確認することで、本人の改善指導に対する認識について共有し、本人の期待とは異なる部分についても話し合い、その上で受講する理由を受刑者本人が自分なりに見つけることができてこそ、受講に対する動機づけが高まったと言えるのではないだろうか。

2-3 受刑者の態度の背景にあるもの

改善指導は基本的に同じ問題を抱える受講者同士が集まり、グループワークを中心として行われる。改善指導を経験したことのない受刑者にとって、知らない人たちの中で未知のプログラムを受ける事への不安や恐怖は大きいと思われ、犯罪行為といった自分が一番隠したい恥ずかしい部分(そのように感じない受刑者もいると思うが)に目を向けたり他者に開示したりすることへの抵抗も容易に想像できる。また、自分を刑務所へと送った国家権力に対する反発心や疑念の気持ち、自分の問題はたいしたことないといった認知、他の受刑者から得た偏った知識など、受刑者を取り巻く様々な要因が重なって受講に対する態度は形成されていると言える。しかも、受刑者本人としても、なぜ頑なに改善指導を拒否するのか判然とせず、その理由を明確に言葉で説明することができない場合もある。

自らの意思で代金と時間を費やして参加するような一般社会での講習などでは、参加していること自体が自己改善への動機づけの強さを示唆しているものの、受講することが義務付けられている受刑者らは、どのような目的意識を持ち、何に動機づけられて改善指導に臨んでいるのか改めて確認してみなければわかない。そうしたことに思いを馳せることなく、受刑者が素直に「受講します。」と述べるや否や、大した話し合いもせずに改善指導へと送り出してしまっていては、改善指導の効果が十分に得られない可能性もある。

3 改善指導の効果とは何なのか

3-1 改善指導の効果検証の歴史

ここで、改善指導の効果について考えたい。上述のとおり、我が国が本格的に改善指導を行うようになったのは比較的最近のことであるが、海外では、もっと前から受刑者に対する治療的関わりは行われており、刑務所の処遇の中で何が生じているのかといった治療効果が注目されている。その経緯をまとめたAndrews ら(2010)によると、1950年代には方法論的に弱い研究が多く存在しており、十分な効果の検証ができていなかったようであるが、1960年代にはしっかりとした実験的手続きによって犯罪者への介入の効果を検討した研究が多くなり、かなり効果があったとされる介入も見られたという。しかし、1970年代初頭には再犯防止のための治療には何の効果もない(nothing works)といった Robert Magnus Martinson の主張が注目を浴び、厳罰化が推し進められるようになる。結果的には、nothing works 論は強く批判されることとなり、1980年代に入ると、すべての介入が意味のないものではなく、対象者の特性に合った介入であれば効果があるといった主張が見られるようになったという。

その流れの中で、Andrews らは Risk-Need-Responsivity (RNR) model に行きつき、犯罪歴などといった今後変化することのない Risk 要因と、何をターゲットとした介入を行う必要があるのかといった Need 要因、その介入に対する対象者の反応性はどの程度かといった Responsivity 要因に基づいて、対象者の再犯リスクを査定し、その対象者に適した介入を選択していく必要性を示している。現在の我が国では、この RNR モデルに基づいたリスクアセスメントや改善指導が実施されており、各特別改善指導には標準的なプログラムが定められ、一部の改善指導では全国共通のテキストも作成されているなど、刑務所での処遇は監獄法の時代からは考えられないほど科学的でシステマティックなものとなっている。

3-2 改善指導の中で起きていること

こうした変遷の中、我が国においても改善指導の効果検証が活発に行われるようになり、特に、性犯罪再犯防止指導や薬物依存離脱指導などについては、一定の効果が認められたことを示す研究が散見される(山本ら、2012;野村ら、2016 など)。これらの効果検証は質問紙を使用したものが多く、その結果からは、指導の中で何が生じているのか、どのような経過をたどれば犯罪を抑止することにつながるのかといった質的な変化を具体的に理解することは難しい。そのため、受刑者らの改善指導に対する動機づけについても、受講によってどのように変化するのか十分に解明されていないと言える。

そこで筆者ら(2018)は、改善指導の中で起きていることを質的に捉えることを試みた。対象者は大麻取締法違反者 2 名であり、彼らが改善指導としてのグループワークにおいて何を感じ、どのように変化していくのかについて半構造化面接や各回受講後の感想文などを用いて検討した。その結果は図1に示すとおりであり、大麻使用に対する葛藤を自己受容する一連の過程を経験することを通して、改善指導に対する期待感や不信感といった評価が変化していくことが明らかとなった。また、今後の大麻への対処方法の基盤となる認知も変化することが示され、大麻の再使用を抑止する可能性を高める認知として、出所後もグループワークに参加しようという前向きさが生じることが確認された。

3-3 改善指導の効果としての動機づけの向上

このように、改善指導の受講経験自体が、改善指導に対する疑いの気持ちを 緩和させることとなり、また、問題性について話し合うことの大切さや心地良 さを感じることによって、刑務所という枠組みがなくても自己改善に取り組も うという意欲が高まると言える。すなわち、受講への動機づけは、改善指導の 経験を通して刻々と変化するものであり、改善指導の効果を受刑者自身が実感 できた時にこそ、さらなる効果を期待して改善指導への継続参加が動機づけら れると言える。受刑者が感じる効果は非常に主観的なものであると考えられ、 職員などから改善指導の効果や良さをいくら説明されたとしても、それらが受 講者自身の価値観に合致しなければ、ただの意見の押し付けに過ぎないばかりか、受講者の「やらされている」といった感覚を強めることにもつながりかねない。そうならないように留意しながら改善指導を実施することも受講への動機づけの向上や維持にとって重要なことであると言える。

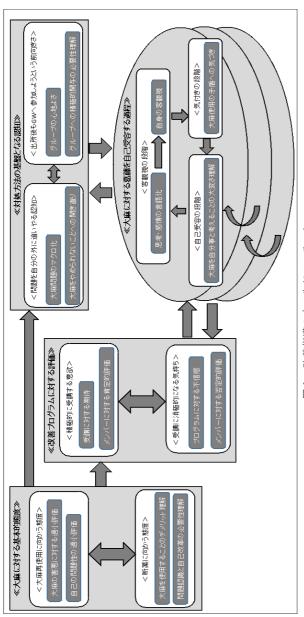


図1 改善指導の中で生じていること

4 受講への動機づけから変化への動機づけへ

4-1 動機付け面接法の概要

改善指導の中では、特定の犯罪に至らないための働き掛けを重点的に行っており、動機づけを高めること自体は中心的な目的とは言えない。そのため、改善指導を通して動機づけが高まったとしても、それは改善指導の副次的な効果であると考えられる。それでは、受刑者の受講意欲を高めることを中心的な目的とした方法はないのだろうか。

ここで注目したいのが動機付け面接法である。里見 (2009) によると、動機付け面接法は 1980 年代の初めに創案された面接技法であり、当初は薬物中毒患者に対する治療技法として用いられていたようであるが、今日では、矯正領域を含めて様々な分野に応用されているという。また、外川 (2009) は、改善指導を拒否する受刑者に対する動機づけ面接の実際について事例を紹介しながら解説しており、対象者の受講に対する両価的な感情や矛盾を明らかにし、「変わりたい」といった変化への言葉 (チェンジトーク)を拾い上げて励ますことで、対象者の自律性を引き出し、受講への動機づけを高めることが可能であると指摘している。

4-2 動機付け面接法の活用法

例えば、ほかの受刑者も含めた数人でグループワークをすることになるという説明に対して、「自分の失敗を人に話すなんて嫌ですよ。」といった抵抗感を示す受刑者がいた場合には、「確かに自分の失敗を人に話すのは嫌ですよね。では、もし自分の失敗をすべて話してしまって、それに共感してもらえたらどうですかね。」のように、抵抗していることに共感しつつも、そこから目をそらすような働き掛けをする。その結果、「そしたら気持ち的には楽になるかもしれないけど、でも無理ですよ。」のように、楽になりたいけど話せないといった両価的な感情が表面化する可能性がある。その後は、「人に話したくないけど、話したら楽になるかもしれないと感じているのですね。今まで、誰かに

自分の話をして楽になったりためになったりした経験ってありますか。」などのように、本人の両価的な感情をそのまま返すとともに、前向きな方の気持ちについて更に聞いていき、チェンジトークを促していく。

取り付く島もないほど激しく抵抗する受刑者については、面接の中で思うような反応が返ってこなかったり、支援者自身が取り乱してしまったりすることもあると思われる。しかし、こうした動機付け面接法で重視する点を思い出すだけでも、面接の目的がぶれにくくなり、受刑者が時折こぼす重要な言葉に気づくことができようになると実感している。

4-3 動機づけの段階

このように受講に対する抵抗感を低減させることは、動機付け面接法の効果の一部に過ぎず、表2のような段階を経てその効果は変化していき、改善指導を受講しようという意欲を高めることにより、実際に受講した際の更生意欲も高まり、その結果得られた改善指導の効果も維持しやすくなるという(里見、2009)。さらに、里見ら(2014)は、これらの段階のうち、どの要素をどの程度有しているのか測定するための尺度を受刑者らに実施しており、多くの受刑者が前考慮期の項目に対して低得点を付け、考慮期の項目に対しては高得点を付けたという結果を得ている。

この結果を踏まえると、最初から受講に対して明確な拒否反応を示す受刑者は稀であり、ほとんどの受刑者は自分を変えたい気持ちはあるものの、変化に向けて動く覚悟はできておらず、改善指導が義務であるという事実が後押しとなってプログラムに参加していると考えられる。このように枠組みや後押しがなければ受講に向けて一歩踏み出すことができないのであれば、それは本当の意味で動機づけが高まったとは言えず、自らの意思で変化に向けて取り組もうと思える行動期に至るまでは、改善指導の中で動機づけを高め続けることが必要になると考えられる。

表2 行動変容の5つの段階		
段階の名称	具体的内容	
①前考慮期	対象者は、自分の問題に気づいていないか、気づいていたとしてもそれを無視しており、変化したいと思っていない。治療場面に出てきている場合であっても、誰かに強制されて治療を受けさせられているという考えを持っている。	
②考慮期	対象者は自分に問題があるということに気づき始めているか、自分の生活が何かうまくいっていないと感じ始めている。その問題が何なのか、理解したいと考えるようになり、理解するための情報収集をしているが、実際に自分自身が変化するための行動には移していない。	
③準備期	対象者は変化に向けて行動を起こすことを心に決め、そのために努力し、時間をかける などの負担を負う覚悟ができている。ただし、まだ治療に向けて行動は起こしていない。	
④行動期	対象者は変化に向けて行動を起こしている最中であり、自分の行動や環境を変えようと努力している。ただし、まだ目標とする変化は得られておらず、失敗することも多く、援助が必要な段階である。	
⑤メンテナン ス期	対象者は所期の変化を達成し、確実な進歩を成し遂げたが、ともすれば再び元の状態に戻ってしまう可能性や、問題が再発するおそれを秘めている。対象者は変化を維持することは並大抵のことではないと感じており、変化を維持するための助けを必要としている。	
※里見(2014)がProchaska & DiClemente (1982,1983)を参考に整理した概念を表としてまとめた もの		

もの

4-4 受講への動機づけと変化への動機づけとの関係

今まで見てきたように、動機付け面接法では「やりたいけどやりたくない」 といった両価的感情を扱うことを重視している。この感情は犯罪行為そのもの の動機としてもよく見られることである。つまり、覚醒剤の使用をやめたいけ どやめられない、共犯者からの誘いを断りたかったけど断れなかった、窃盗は したくないけど仕方なかったなどといったたぐいの主張である。これを単に言 い訳として捉えて正論を押し付けても変化は期待できない。むしろ、この矛盾 した気持ちに注目していき、どういった場面でやりたくなり、どういった場面 でやらないで済むのかを具体的に考えさせる必要がある。これは改善指導で取り組む中心的な課題の一つであると言える。このように考えていくと、改善指導そのものが動機づけを高めるための取組であると考えることもでき、動機付け面接法の 5 つの段階で示されるように受講への動機づけによって変化への意欲が高まったり、筆者ら (2018) の研究結果が示すように自己改善への動機づけを高める介入によって改善指導を受講する意欲が高まったりするのは自然なことなのかもしれない (図 2)。むしろ、受講に対する動機づけと行動変容に向けた動機づけを分けているのは支援者である刑務所職員の方であり、「あなたには改善指導を受講してもらいます。」といった告知の段階から、既に行動変容に向けた動機づけが開始していると考えてよいのではないだろうか。

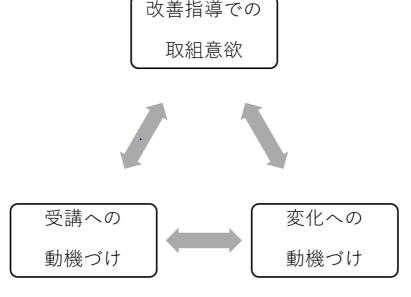


図2 受講への動機づけと変化への動機付けの関係

5 おわりに

ここまで改善指導を受講することが受刑者にとってどのような意味を持つのかについて、動機づけという観点から考察してきた。そして、受刑者の抵抗の態度や同意の言葉の背景にある様々な考え方に目を向けることができた。受刑者の多くは、社会内での成功体験が少なく、自分で何かを成し遂げられるという自信も乏しい。それだけに、改善指導の中で恥ずかしい思いをするのではないか、改善指導を受けても自分を変えることはできないのではないかといった不安も抱きやすいと思われる。しかし、そうした状態にある受刑者こそ、改善指導の中で自分なりの効果を実感できた時の感覚は非常に心地良いものになると考えられ、受刑者自身もそのような体験ができることを少なからず期待しているように思われる。支援者に求められるのは、科学的に確認されている効果を受刑者らに説明し、その効果が得られるように方向付けるのではなく、受刑者ら一人一人が納得できる効果を得られるように根気強く継続的に支えていくことであると思料する。そのための手段が動機づけであり、不安と期待が混在した状態の受刑者に対して、「やりたいけどやりたくないのですね。」と一言返していくことから始めていくことが大切なのかもしれない。

<参照文献>

Andrews, D.A. & Bonta, J. 2010 *The psychology of criminal conduct, Fifth edition* Anderson Publishing.

法務省ホームページ 「刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ」 http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei kyouse03.html (2019.12.22 閲覧)

神垣一規・石原克秀 2018 大麻取締法違反受刑者に対する薬物依存離脱指導におけるグループ体験の変遷 アルコール関連問題学会雑誌 20(2)、89-95 頁.

野村和孝・安部尚子・嶋田洋徳 2016 累犯刑務所におけるマインドフルネス方略と 目標設定に焦点を当てた集団認知行動療法プログラムが覚せい剤再使用リスクの高い 累犯受刑者に及ぼす影響 犯罪心理学研究 54(1)、13-29 頁.

里見聡 2009 動機付け面接法(前)基本的な考え方 刑政 120(6)、98-104 頁.

里見聡・中島賢・奥下いづみ 2014 受刑者の変化への動機づけに関する研究 犯罪 心理学研究 51(2)、11-21 頁.

外川江美 2009 動機付け面接法 (後) 矯正実務における実践 刑政 120(7)、114-119 頁.

山本麻奈・松嶋祐子 2012 性犯罪者処遇の現状と展望(第2回)性犯罪再犯防止指導の受講前後比較による効果検証について(その1) 刑政 123(10)、86-95 頁.

第5章

社会福祉専門職による意思決定支援に関する覚書

: 自己決定の制限を踏まえて

髙橋 康史

1 ここで行いたいこと

筆者は、刑務所を出所した障がいがある人びとが暮らす共同生活援助(グループホーム)で、社会福祉士として支援に従事した経験があります。本稿では、この実務経験をオートエスノグラフィックに記述します。オートエスノグラフィーは、それを記述する者が自己反省的に個人的経験を振り返り、その自伝的なストーリーを社会的な文脈から再解釈する質的研究の1つの方法論です。本稿で論じていく意思決定支援のあり方は、筆者自身の実務経験――当事者が先生となり私を育ててくれた経験――に拠っています。ですので、この経験に説得性をもたせるために適した方法論が、オートエスノグラフィーです。

本稿では、筆者の社会福祉士としてのオートエスノグラフィーを記述することを通して、刑務所出所者等の意思決定支援において、専門職の専門知と当事者の経験知の溝を知ることがいかに重要なのかを説明します。そのうえで、社会福祉専門職であるならば誰もが知っている「バイスティックの 7 原則」をもとにしながら、社会福祉専門職による意思決定支援の留意点について提案しようと思います。

2 社会福祉士としてのオートエスノグラフィー

筆者が初めて現場に出向いたのは2011年の秋のことです。当時、社会福祉系の学部を卒業し、大学院で修士号取得に向け研究に取り組んでいました。大学院では週に6コマの授業があったので、日々課題に追われていました。こうした中で、実務経験もない学部を卒業したばかりの「ペーペー」の私が、なぜ非常勤の社会福祉士の仕事――しかもそれが、刑務所出所者の再犯防止に関わる仕事――に従事する余裕があったのでしょうか。その理由は2つあります。それは、学部卒業時に社会福祉士と精神保健福祉士の2つの国家資格のダブル受験に合格していたからです。次に卒業論文で、罪を犯した人に対する社会福祉による支援の必要性と課題について取り組み、それが、当時在籍していた大学内の懸賞論文で優秀賞を受賞していたからです。

ここからはご想像の通りです。社会福祉士と精神保健福祉士の国家資格をもち、刑務所者出所者等の専門家気取りだった私は、誇らしい気持ちで現場に出向いていったのです。まるで、現場に私が呼ばれている気持ちでした。現場に初めて出向いた日のことは今でも覚えています。ワクワクしていました。

しかし、専門職気取りの髙橋社会福祉士は、出鼻をくじかれるのです。髙橋社会福祉士は、これまでの学びを活かし、クライエント(=専門職による被支援者に対する呼び方)の幸福の実現に寄与したい気持ちでいっぱいでした。まずは、挨拶です。髙橋社会福祉士はクライエントに対して、「社会福祉士の髙橋康史です」と自己紹介していました。また、これまで学んできたソーシャルワーク論を根拠としながら、専門職としての関わりにこだわっていました。ストレングス・モデル、人と環境の交互作用、生活者の視点、クライエント主体……髙橋社会福祉士の頭の中は、ソーシャルワーク理論でいっぱいでした。この時、髙橋社会福祉士は、形式化された面談が重要であると信じきっていました。

現場に行くようになって 1 ヵ月が経過していたころ、ある失敗を経験した クライエントと振り返りの面談を行う機会がありました。実は、彼は自分が したことが(他者から見れば)失敗経験であることを自覚していました。に もかかわらず、当時の私は振り返りを通じて失敗を意味づけることに頭がいっぱいでした。

30 分以上、無言を貫いた後に、そのクライエントは震えながら、髙橋社会 福祉士に次のような言葉を捧げました。

私をそんな目で見ないで下さい。

この言葉をもらった髙橋社会福祉士は大パニックに陥りました。なぜなら、「私をそんな目で見ないで下さい」という言葉は、社会福祉士である私がクライエントに対して上の立場にいるということを暗示していたからです。専門職たる社会福祉士は本来クライエントと対等な関係を築くことが望ましいとされています。この一言で、髙橋社会福祉士は、自らのこれまでの振舞いが、全て「支援」ではなく「指導」であったことに気づくのです。同時に、その原因が、社会福祉士の専門知であったことにも気づきます。

どのような経緯でそうなったのかは全く覚えていませんが、この経験から、髙橋社会福祉士は生まれ変わろうと努力しました。まずは、クライエントではなく、一人の人間として当事者を見ようと試みました。そして、支援に関係がない会話を日常的にするように心がけました。形式にとらわれず、また、社会福祉士としてではなく、一人の人間として彼らと時間を共有できるように努力しました。面談も、形式にとらわれず、散歩や運動等何かをしながら、話を伺うことで、彼らが今何を感じていて、何に困っているのかを聴くだけでなく、感じることも大切にしていきました。

こうした経験の積み重ねもあってか、当事者の皆さんは、私を髙橋君と呼ぶようになっていきました。ですが、私はその後もいろいろな壁に直面しました。特に、彼らが自分の人生にかかわる事項について「選択する」際にどのような形でそれを尊重できるかについてはたくさん悩みました。そして、当事者の方との時間の共有をもとに、刑務所出所者等の地域生活支援において〈なんでも話せる関係〉を構築することが重要であることを学んでいきました(髙橋 2019)。

3 社会福祉士としての自己を反省する

このように、当事者が先生となり、社会福祉士たる「髙橋君」を育てた過程にこそ筆者の実務経験を反省的に捉え直すヒントがあります。私たち社会福祉士は、自らの権力性に自覚的になり、クライエントと対等な関係を築くことが支援において基盤となると学んできました。これも非常に重要な点です。

しかし、筆者は当事者から、対等な関係など築き得ないということがわかりました。彼らは、生きるか死ぬかというサバイバルを生きた経験があり、人から裏切られた経験は私たちの想像を超えるものだと思います。まして、われわれ社会福祉士は、少なくとも大学や専門学校の養成校を卒業し、国家試験を受けて合格して得ることができる資格です。当事者からすれば、私たちはただのエリートです。今思えば、現場に行った時に、平気で「今日大学院が終わってきました」等と、疑いももたず自己開示していた自分に嫌気がさします。このように、当事者とわれわれ専門職との間には大きな壁があります。そこで対等な関係など本当に築けるのでしょうか。

ここで考えていきたいのはわれわれ専門職が捉える当事者の生活と、当事者自身から見える彼らの生活の空間と見方には大きな乖離が存在しているということです。私たちの間には大きな壁があります。それが何なのか。ここからは、バイスティックによる名著『ケースワークの原則』をもとに、専門職と当事者の間に溝について考察を加えていきます。

4 バイスティックの7原則における自己決定

バイスティック(1957=2006)は、ケースワークにおける援助関係の重要性を説いきました。彼によれば、援助関係を形成することはケースワーク過程全体の目的の一部分であるといいます(Biestek 1957=2006:17)。そして、その援助関係は、援助の目的を達成するだけでなく、援助というサービスの本質を維持するためにも不可欠で(Biestek 1957=2006:30)、「クライエントが彼と環境とのあいだにより良い適応を実現していく過程を援助する目

的をもっている」(Biestek 1957=2006:17) そうです。社会福祉の支援は、 プロセスが重要であることがわかります。

そして、バイスティックは、援助関係における相互作用を導く7つの原則 を提案しました。それがバイスティックの7原則です。社会福祉を専門とす る人や、社会福祉の領域で働く人なら誰もが知っている原則です。具体的に は、1つ目にクライエントを個人として捉える(個人化)、2つ目にクライエ ントの感情表現を大切にする(意図的な感情の表出)、3 つ目に援助者は自分 の感情を自覚して吟味する(統制された情緒的関与)、4つ目に受けとめる (受容)、5つ目にクライエントを一方的に非難しない(非審判的態度)、6つ 目にクライエントの自己決定を促して尊重する (クライエントの自己決定)、 7つ目に秘密を保持して信頼感を醸成する(秘密)の7つです。

ここでは、オートエスノグラフィーで記述してきたように当事者が自分で 選ぶことの難しさを乗り越えるうえでも、このブックレットの主題でもある 意思決定支援について深めていくためにも、6つ目のクライエントの自己決 定について焦点を当てていきたいと思います。

社会福祉の実践現場では、バイススィックの7原則における自己決定をあ まりにも単純に解釈されていると私は思っています。2011年、実践現場に初 めて出向いた私もそうでした。社会福祉士が行う自己決定は、Aという支援 とBという支援を用意し、それを当事者に「Aか、Bか、AとBか、それ以 |外か|| を単純に選択してもらうことが重要であると認識されているように思 います。ですが、われわれが思っているより、一筋縄ではありません。それ は特に、次のようなバイスティックによる記述から読み取ることができま す。

クライエントの自己決定を促して尊重するという原則は、ケースワー カーが、クライエントの自ら選択し決定する自由と権利そしてニードを 具体的に認識することである。また、ケースワーカーがこの権利を尊重 し、そのニードを認められるために、クライエントが利用することので きる適切な資源を地域社会や彼自身のなかに発見して活用するよう援助 する責務をもっている。さらにケースワーカーは、クライエントが彼自 身の潜在的な自己決定能力を自ら活性化するように刺激し、援助する責務ももっている。しかし、自己決定というクライエントの権利は、クライエントの積極的かつ建設的決定を行う能力の程度によって、また市民法・道徳法によって、さらに社会福祉機関の機能によって、制限を加えられることがある (Biestek 1957=2006: 164)。

注目すべきは、自己決定の尊重には制限が加えられる場合が存在するということです。それが、クライエントの能力や、法律、さらにここで重要なのが、社会福祉機関の機能もその制限となるということです。社会福祉士は、社会福祉政策など、支援システムのもとに位置づく専門職です(髙橋2018)。そのため、社会福祉士という存在それ自体が自己決定を制限する存在になりかねません。バイスティックによれば、社会福祉機関は、法律等で定められたその機能を遂行する目的をもって組織しているため、クライエントは社会福祉機関のこのような権利を尊重する義務を負っているといいます。そして、「クライエントはサービスを求めるとき、その福祉機関がもっている機能の範囲内でサービスを求めなければならない」(Biestek 1957=2006: 188)のです。見方を変えると、社会福祉専門職は、そこでできることやその機関の機能をクライエント自身に身をもって実感してもらわなければならないのです。

5 自己決定の制限を乗り越えるために

社会福祉専門職側が、この制限を自覚しないまま、あるいは、この制限の本質を理解しないまま、地域生活支援に関わってしまうと何が起きるでしょうか。私は、(支援する側から見た)問題行動はこの自己決定の制限を踏まえていないが故に生じる場合があると考えています。たとえば、地域生活定着促進事業を活用し、刑務所を出所しようとする者がいるとします。彼は、出所後の社会福祉サービスを見つかることができました。実際に、刑務所の中で彼自身が意思を表明していました。しかし、いざ出所し、社会福祉サービ

スの利用を開始すると、「こんなはずじゃなかった」と主張しました。そし て、気持ちを表現するのが苦手な彼は(支援する側から見た)問題行動をす るようになるのです。彼自身が、社会福祉サービスの機能を理解していなか ったということは、社会福祉専門職がその機能を彼にきちんと説明できてい ないということを意味しています。

まして、先のオートエスノグラフィックな記述からわかったように、専門 職と当事者の間には溝があります。繰り返しますが、当事者から見ればわれ われはエリートであり、われわれは当事者の気持ちをわかりきることは不可 能です。対等な関係も幻想だと思います。だからこそ、われわれ社会福祉専 門職は当事者が自分の人生をどうしていきたいのかを読み解いていくことが 必要なのです。

このように、この自己決定の制限を乗り越えるには、当事者の立場に立 ち、そこから彼の価値観を踏まえたうえで自己決定を促すだけでは不十分で す。オートエスノグラフィーの記述を通して明らかになったように、われわ れ社会福祉専門職がどのような価値観をもち、そこにどれだけの当事者との 溝が存在するのかをきちんと把握することが、自己決定を促すうえではとて も大切なことであると私は考えます。そして、これが、刑務所出所者等の意 思決定支援における留意点です。

[参考文献]

Biestek, F, P. (1957) The Casework Relationship, Loyola University Press.

(=尾崎新・福田俊子・原田和幸訳(2006)『ケースワークの原則「新訳改訂版] ――援助関係を形成する技法』誠信書房.)

- 髙橋康史(2018)「刑余者の地域生活支援に関する事例研究ーワーカー/クライエント 関係に注目して | 『人間文化研究』 31, 39-56.
- 髙橋康史(2019)「社会福祉の歴史から見るソーシャルワーカー」『法学セミナー』 767, 34-39.

第6章

専門職の視点と経験者の視点の「溝」を学ぶ

髙橋康史・加藤汐梨・藤田桃萌・林純太朗 有賀大雅・葉田愛美・杉田彩夏

1 当事者の知を学ぶ試み

先に論じた「社会福祉専門職による意思決定支援に関する覚書」では、社会福祉の視点から当事者の意思決定支援において専門職の視点と当事者の視点の溝を専門職が認識することの重要性を確認した。名古屋市立大学人文社会学部髙橋康史ゼミでは、社会福祉学を学ぶにあたってこのような専門職の専門知と当事者の経験知の溝について理解を深める必要性を認識した。そこで、次のようなフィールドワークを行った。

私たちは、ある少年院を訪問した。そこで、職員の方から少年院の現状と現代社会における非行少年への臨床的アプローチの実際を学んだ。そのうえで、Kくんにインタビューをした。Kくんは、大阪府X地域出身の 30 代後半の男性である。Kくんは、少年院に3回・刑務所に2回入所した経験がある。以下から、Kくんの語りを記述することで、当事者の経験知を確認していく。そのうえで、少年院での学びと比較し、どのような溝があり、そこから何が学べたのかを報告する。

こうした内容の研究を設計し、ゼミで取り組んだ意図は、第〇章で論じたように、意思決定支援においては当事者の視点を理解すること以上に、専門職の専門知と当事者の経験知の溝を自覚することが重要な意味をもつからである。このゼミには、社会福祉士の資格の取得を目指している学生が在籍していたこともあり、こうした共同研究を実施するに至った。

(髙橋康史)

2 当事者の語りを聞き、学ぶ

図1はKくんの人生の中で大きな出来事を年表にまとめたものである。小学生時代は祖母の家で暮らしており、両親はあまり家に居なかった。中学校に上がると、薬物の使用や暴走などの非行行為が始まる。18歳で暴走族を卒業しても薬物の使用は続いており、これが原因で成人後2度逮捕される。2回目の出所後、現在の妻と出会い、子どもを授かる。それを機に、薬物の使用や、反社会的勢力との関わりを絶ち、現在に至る。

図1 Kくんの人生

年齢	出来事
小学校	・祖母の家で生活
12歳	・シンナーの使用 ・バイクで暴走
14歳	・鑑別所に入所 ・教護院に入る
18歳	・シンナーから覚せい剤へ ・暴走族の卒業
26~27歳	・覚せい剤をやめる
29歳~	・刑務所から出所・嫁さんとの出会い・第1子の誕生・すべての薬物を絶つ・建築会社に入社

2-1 幼少期

Kくんは、小学生時代を祖母の家で過ごしていた。中学校に上がると、両親の元で暮らすようになるが、両親はほとんど家におらず、食事も十分に与えられなかった。その頃をKくんはこう語る。

小さい頃貧乏だった。親父もおかんも家にいなかった。(親が) どこ行ってた かは知らない。(空腹時) 俺が元気な時はスーパー行って万引きしてくる。

このことから、非行へ足を踏み入れたきっかけは貧困であったと考えられる。

2-2 中学入学

Kくんは、自身の非行行動について思い出と共に語っていた。中学に入ると K くんは仲間とつるむようになり、暴走やシンナーを始めたと語る。

中学の時はシンナーとかやったら結構補導。最終的に捕まったんが、シンナー窃盗みたな。工場入って、シンナーパクって、鑑別所入ったな。15くらいの時。

Kくんは、薬物が蔓延しているような地域に出向き、そこにいけば簡単に薬物を手にすることができたという。薬物は、仲間と共同で購入し、大金が入ってきた際は一人で購入することもあったと語る。Kくんは薬物を遊びで使っていた。依存症状に苦しんだ経験は無く、娘が生まれた時に薬物全般を断っている。

Kくんが暴走や薬物に使うお金は、強盗や薬物の売人として得たものであ り、次のように「どうしたら金が稼げるか」を常に考えていたと語ってい た。

2-3 暴走

Kくんはある暴走族に所属していた。

土曜の晩は絶対暴走するわけ。俺、暴走族の一員やってんけど、みん

ないつも公園でたまんねや、そんで総長おるやん。集まったら、大阪の 街をぶっ飛ばす。今じゃそんなこと絶対やったあかんで。

暴走族に入ったことは、Kくんの人生に大きな影響を与えている。暴走や薬物など自身の行動面での変化に加え、関わる人も変化しただろう。それによって、少年院や刑務所に入ることにもなっている。Kくんは当時どうして暴走の道に進んだ理由を「暴れていないとストレスを発散できなかった」と語っていた。

2-4 学校

1970年代から 1990年代は校内暴力が社会問題として取り上げられている時代である。生徒同士の暴力沙汰や教師からの体罰の他に組織的な暴走が繰り返し行われていた。Kくんは真面目ではなかったが学校には通っていた。そこではKくんも教師の車を破壊、無免許運転での登校、教師との殴り合いなどが日常茶飯事であったと語る。

学校行ったり、行かへんかったり。(学校には) 俺ら車で行って た。盗んだ車で。

廊下を単車で走るのはひと昔前。運動会で、みんながリレーやってるとき、俺は単車で走ってた。最後のストレートを狙った。

2-5 教護院

K くんは少年院や刑務所の他に、教護院に入った経験がある。教護院とは 14 歳未満で教護処分を受けた少年を収容する施設である。教護院は子どもを 拘束する機能がないため、鍵つきの部屋に入れたりすることはできない。 K くんは、そこでのある程度自由な生活の中で何度も脱走を繰り返したという。

鑑別所は14歳からなんだけど、教護院ってとこに入れられた。その教護院っていうのは、もうむっちゃ開放的な施設。勉強して、寮かえって寝ます、みたいな。鍵も締まってないし。だから俺はそこで6回脱走してんねん。捕まったけど。コンビニの前で捕まった。あほやから、地元帰ったらコンビニの前でたまるやん。

2-6 少年院

K くんは、3 度の少年院経験をこう語る。

先生おらん時間いっぱいあるから、娯楽時間とかいっぱいある。むっちゃ面白かった。逆に犯罪覚える。

娯楽時間には、何をして捕まったのか、またどのような犯罪の手口を使っていたのかなどを話していたこともあったと語っていた。そのため、自分が考えつかないようなやり方を聞くことが出来たりして、新たな発見などもあったという。

(ルール上は) しゃべったらあかん。けどしゃべっとった。8人部屋で1人パシリみたいなのおるねん。ほんで見張りついとけ、みたいな。 (失敗したら) そいつはしばかれる。俺も、一回だけしばかれたことあるし。入ったときは。

娯楽時間には、先生に見つからないようにパシリを一人作り、パシリに見 張りを行わせていた。パシリの制度は通過儀礼のようなものであり、新入り が担当するようになっている。しかし、新入りでも、見るからに強そうな新 入りが入った場合は、このようなパシリを経験することはないのだという。 強いものが上に立つという不良特有の上下関係のようなものがうかがえる。 自分が住んでいた街はヤンキー多いし、X地域のあの人知ってます、 みたいなこうゆう話になってそっから仲良くなっていくのが、少年院と か施設のあれやねんけど。

少年院には、Kくんのような暴走を行ったりしている人が多く集まっていた。そのため共通の知人の話題であったり、暴走関係の話題で話があったりなど、気の合う人も多く、少年院は新しい出会いの場のような役割を果たしていた。そしてその繋がりは少年院を出てからも続いていたそうだ。

このように K くんは、少年院で過ごしたことを、暗いイメージをもつようなことはなく、あくまで楽しかった思い出として振り返っている。

2-7 地元の環境

K くんは、現在と自身の少年時代を比較して、当時の方が良い時代であったと語っている。

近所のおばちゃんが、俺のとこ来て「警察おんで!」って。ベランダに逃げたら、隣のおばちゃんが「どないしたん」って。「警察や」って言ったら「隠れや」って。今とは違う。X地域(Kくんが育った地域)ってそういう街。

このように、母親を含め周りの大人は、Kくんの行動に対して寛容であったことが分かる。当時の少年たちは、非行とされるようなことをしてはいたが、地域の中で嫌われている存在ではなかったのだろう。非行少年を警察から匿うことは、法律上許されることではないが、地域の住民同士の関係が強く、良くも悪くも少年たちは地域の大人たちに見守られながら過ごしていたことを示すエピソードである。当時に比べて現在は、地域の繋がりが希薄であり、普段大人たちは地域の少年たちに対しあまり関心をもっていないにもかかわらず、少年の非行や問題行動は厳しく取り沙汰される時代である。こういったことをKくんは「今の子はかわいそう」だ

と語っているのかもしれない。

Kくんの語る「ええ時代」とは、当時の人情味のある時代柄によるものであるだろうが、Kくん本人は、X地域の地域柄でもあると語っている。加えて、開発が進みX地域の姿が変わっていくことに対して、「おもんない」と発言しており、Kくんは地元への愛着が強いのではないかと思われる。

2-8 転換点

K くんは成人し、覚せい剤取締法違反で二度の刑務所を経験する。最後の 刑務所から出所した時に、K くんはやくざの道を歩むことを決意した。出所 後妻との出会いを果たしたが、その頃も「悪いこと」を行っていたという。

最後の刑務所出てきてから、絶対やくざやったろって。真面目になん かやってられるかいって。ええもん食ってええ服着て、みたいなやった ろって。

しかし、そんな彼に転機が訪れる。それが第1に、結婚であり、第2に長 男の誕生である。この2つの出来事を契機に、彼はやくざの道から足を洗う ことを決めたのだ。そこには、汚いお金で子どもたちを養っていきたくはな いという思いがあったという。

(子どもが)できたから、付き合って4年目で結婚したんかな?そっからやな、目覚めさせてくれたのは。

悪いことしてた方がお金は儲かる。でもな、その汚いお金で、養って いきたくはないなって。

以来 K くんは建築会社に勤め、真摯に働いている。子どもが出来たことが K くんに大きな影響を与えたのである。そして、彼は同時にこんなことも語

る。

後悔はしてないかな。こういう生き方してきてよかったなって。仲間 もいっぱいできたし。

Kくんはこのように過去を振り返る。かつての非行をしていた自分もひっくるめて自分であり、非行をしていた自分がいなければ、今の自分はなかったという。そう語るKくんの様子に、過去を後悔する様子は一切感じられなかった。

2-9 まとめ

私たちは、Kくんの話を聞く中で、専門知と異なる点があることに気が付いた。それは、少年院内での過ごし方についてである。少年院では、交友関係のある少年らは異なる少年院に入院させ、院内では21時以降の会話を禁止することがあるという。そうすることで、少年をこれまでの環境から切り離し、院内でも新たな交友関係が生まれるのを防いでいる。

しかし、K くんの語りからは、少年院の狙いとは真逆のことがうかがえた。上述の通り K くんは、当時の少年院を「逆に犯罪覚える」「仲良くなっていく」と振り返る。同室の少年らの中で「見張り役」を作って職員の目を盗んで会話をしたり、共通の知人の話がきっかけで見ず知らずの少年と仲良くなったりしていた。K くんらは、少年院の狙い通りにこれまでの交友関係を絶ち切るどころか、少年院の中で新たな交友関係を築き犯罪の手口を学んでいたのだ。

(加藤汐梨・藤田桃萌・林純太朗・有賀大雅・葉田愛美・杉田彩夏)

3 専門知と経験知の溝とそこから学んだこと

以上のような形で、本章では、本研究プロジェクトから着想を得た専門職

の視点と当事者の視点の間に存在する「溝」についての現役の大学生による レポートを行ってきた。最後の、これらの共同研究が、学生の具体的にどの ような学びにつながったのかについて提示する。以下に、2名の考察を紹介 し、本稿を終えることにしたい。

「更生」とは何か 3-1

私は、少年院の取り組みと少年の認識の間に、大きなギャップを感じた。 少年院は少年の改善更生を目的とするが、そもそも少年自身には「更生」と いう概念がない場合があるように思う。Kくんが語りの中で「更生」という 言葉を使わず「目が覚めた」と表現していたように、Kくんの中で過去と現 在の自分は一貫し連続しており、Kくん自身に「更生」したという認識はな い。少年院で「更生」したように見えたとしても、それは第三者が少年の一 時的な行動から勝手にそう判断したものであり、少年自体はほとんど変化し ていないのではないだろうか、と感じた。

(加藤汐梨)

3-2 未来の選択肢を広げる必要性

少年院訪問と K くんへのインタビューを通して、職員側と少年側での「少年 院を出た後の未来」にズレがあるように感じた。少年院では、社会復帰を目 的とし、学校のような教育活動、出所後に就職で困らないように資格取得の 奨励、就労支援を行っている。しかし K くんの話を聞く限り、少年院での生 活は彼の人生を考え直すきっかけにはならなかったようだ。少年時代には一 般的に学校に通い、勉強、部活をし、他者とのコミュニケーションをとりな がら成長していく。その時期に少年院にはいることは、1年近く社会と断絶 されていることであり、少年たちは出所しても限られた未来しか描けないの ではないだろうか。本当の意味で少年たちの社会復帰を望むのであれば、少 年たちの未来を広げていく必要がある。それはより多くの資格取得や幅広い

企業との連携ではなく、学校や地域に戻っていくという選択肢を与えること だと感じた。

(藤田桃萌)

謝辞 インタビュー調査にご協力いただきました K くんおよび K さんの パートナー、息子さん、娘さんにこの場をおかりしお礼申し上げま す。

第7章

意思決定とは

:一緒に経験することにより見えてくるもの

仲谷 もも

私は、さいたま市で生活に困窮している方(主にホームレス状態の方)を支援する NPO 法人で相談支援を行っている。その方の意思を尊重するということが、どういうことなのかという事は、社会福祉士として働く上で、最も大事にし、かつ永遠に考え続けなければならないことだと考える。

当法人で関わっている方はあらゆる経験をされてきている。児童養護施設や無料低額宿泊所の利用経験者、親族からの虐待やいじめの被害者、ひきこもりやゴミ屋敷などの状況下にある人、疾病・障害・依存症・多額の負債などを抱えた人や離婚・死別・路上生活・派遣労働の経験者そして刑務所出所者もいる。ほとんどの方の共通点としては、親族と疎遠であることと単身生活が挙げられる。親族と疎遠になった期間も長く人生の半分もしくはそれ以上の方もいる。親族以外にも友人知人との縁すらない状態も少なくはない。つまり独りなのである。

そのような方は、それまでの人生の経験から、なにごとも我慢し周りの目を気にして生きることが染みついているため、自分の希望を伝える事自体を遠慮し、私たち支援者に対しても諦めている事がある。「あなたの希望は何ですか?」と単純に聞いても、その方の本当の気持ちの答えは返って来ず、周りの人が納得しそうな答えを言ってしまうだけで、その返答内容は、本心ではないのである。その方の気持ちや希望はどこなのか、何を思い、何を大切にして生きてきたのか、どんなことに喜びや悲しみを感じるのか、そこをくみ取り、周りに伝えるのが私の役目である。その時に私自身実践をしていることは、関係機関からの情報収集のみでその方の様子を

理解したとは思わないようにしているということだ。自分自身でその方に「会い」、その方の様子を自分の目で「見る」ことを行う。もちろん福祉関係者から言わせればこれは「あたりまえのこと」なのかもしれない。しかしこの積み重ねが大事であると考える。作業所の仕事に関して苦手・得意だと話しているのであれば、一緒に作業をさせて頂いたり、いつも行っているゲームセンターに連れて行ってもらったり、洋服を一緒に買いに行ったり、行きつけのコンビニでご飯を買ってその人の自宅で一緒にご飯を食べたり…その方の生活をより近くで感じることが必要だと考えるからだ。

いわゆるゴミ屋敷状態の方の支援をとある機関から依頼された際、本人 と部屋でゆっくり話をしながら掃除を毎週1回1時間、約1年間行ったこ とがある。掃除をしながら本人の今までの生活に耳を傾け、幸せだった日々 や後悔した事を教えてもらい、本当の想いを知ることができた。そしてそ の方の元々の苦手な部分や片付けられない理由を私自身も理解することが 出来た。最初はなかなか積極的になれなかった掃除が、どんどんペースが あがるようになり、笑顔も増えてきた。周りの関係者からは「私ならあの 部屋を掃除するのは出来ない」と言われたが、それでも本人が困っており、 ようやく発信された「どうにかしたい」というSOSの気持ちを無駄にした くなかった。そして週に1回通い続けたことで周りの支援者も少しずつ協 力してもらえるようになった。このような関わりは構造化された面談で話 をするよりも、多くの情報を得ることができると確信している。同じ事を 経験する事で、その人のことをまた一つ知ることができる。感情を共有す ることが出来、そしてまた少しだけ受け入れてもらえる。この繰り返しを することが私にできることなのだと考える。家族にはもちろんなれないが、 何を話しても「離れていかない人」と安心して思ってもらえる人になりた いと日々願い活動している。そしてその方の気持ちを周りの支援者や関係 者に適切に伝え、受け止めてもらい、その方のことを一緒に考えてもらえ るように働きかけ続けることが大事であると考えている。

第8章

シャバダバの会・シャバダバ研修概要

前阪千賀子

1 はじめに

本研究事業では、バルネラブルな刑務所出所者等の主体的な社会参加を促進するため、対人援助システムを構築するための試験的な取り組みを行い、そこで得られた知見をもとに法学・社会福祉学等の専門領域に基づく考察を行い、学術的な対人援助理論の構築を目指す。

その第一歩として、まず当事者の会を立ち上げ、段階的に具体的から抽象的へと話題を発展させながら、当事者が自分の意思を整理し表示する力を育み、コミュニケーション向上につながるような場を設定した。これを当事者の声を軸とした対人援助を実現するための準備期間として位置付けた。また、このようなプロセスを経て、当事者がこれまで声にできなかった声や声にならなかった声を社会に発信することで、対人援助職者が支援の在り方を学ぶ場になり得、さらには新しい支援の形につながるのではないかと考えて、地域の支援者等に向けて研修会を実施した。

本研究では、大阪府地域生活定着支援センター(一般社団法人よりそいネットおおさか受託)が担う地域生活定着促進事業において、かつて関わってきた 刑務所出所者で、出所後以降、現在も安定して地域生活を過ごしており、且つすでに定着支援センターが支援を終えている当事者に対し、本研究事業の趣旨を説明のうえ研究協力に同意を得た。

当事者の会は「シャバダバの会」と名付られた。本来「シャバダバ」のようなスキャットは、ジャズで使われる意味のない音でメロディーを即興的につないでいく歌い方で、楽器を弾けなくても、歌詞を知らなくても自由に表現できる方法である。「シャバダバ」の他に「ドゥビドゥビ」や「パヤパヤ」など、こ

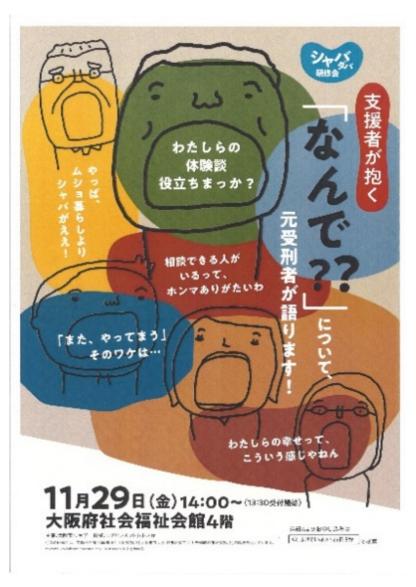
の会を本人の思いを形式にとらわれず個々の形で表現できる場にしたいとい う意図が込められている。

当事者の会(以下、シャバダバの会)は4回に分けて、受刑生活をはじめ、出所後に地域社会で時を刻むそれぞれの"今"について、個人が自由に語り、且つお互いに仲間の声を傾聴する場を設定した。ここでは本名を名乗ることは個人の自由とし、あらかじめ守秘義務や批判、攻撃の禁止など最低限のルールを定めた他に、計4回すべての参加を義務づけず、会の途中でも退席することを認めた。結果、当初計7名の当事者に参加を募っていたところ、第1回のみ参加した者が1名で、すべての会に参加した者が6名(年代:80代2名 60代1名 50代3名)(性別:男性5名 女性1名)であった。参加した当事者はもともとコミュニケーションが苦手だと自認する者であること、お互いに初対面であったこと、会では個人情報を含むデリケートな話題を扱うことを考慮し、第1回目はたこ焼き交流会を行い、温かい出会いの場づくりに配慮した。

2 シャバダバの会・シャバダバ研修会の概要

- 第1回 たこ焼き交流会 令和元年8月30日(金) 於: 茨木市総持寺いのち・愛・夢セ ンター
- 第 2 回 刑務所あるある編 令和元年 9 月 17 日 (月) 於:天龍院
- 第3回 シャバあるある編 令和元年10月25日(金) 於:天龍院
- 第4回 総まとめ編令和元年11月15日(金) 於:天龍院

シャバダバ研修会の告知は、チラシの他、フェイスブックやよりそいネット おおさかのホームページなど SNS を活用して行った。大阪府地域生活定着支 援センターでは 3 年前から継続的に年に 6 回、対人援助職が集い刑務所出所 者の支援実態を共有し互いの学びの場とする研修会「なんで Ring」を行って いるが、それに呼応した形で『支援者が抱く「なんで??」について、元受刑 者が語ります!』とこの研修会のサブテーマに掲げた。



シャバダバ研修会とは

12. 中のもは、引き等を予測を取り、他で表現を取りの表現をしている表す。の事の 参与・企業をあって、「「分が支持した」となる者では「言うな人が表しているなかった」 していた。から、その表現を宣言しなった。「こうかってかっている」という。 一定をいている人が、各方をしません。また、これでは「多くない」とうないので、ユニーナーにいったが、」のでいるできまった。「からまたはない」という。

意味」の特別を含めたまであれた。そのではこうか、いった確認しを決定されませません。 を含ま、実施しました。からいうかはなったまではなったが、ロッケーを実施されてなっている。 ながったったい、ボークで、かないかってでは、北京保存が、なくても表では必定と対定 かったってで、集中なりないので発われないのでではなった。までものでいたが、として でしてできない。またないまたがある。

団を会会体の方へのを無い

- 中で国際党権を本人が人会にはて記念するアリケートを関係会です。 機能会の最終もご理解したがいたらなったご参加をお願い申し上げます。
- ◆有効・多点を含む体の高される。一方を含める。他のも可能を改善して近に またい。主義、本。 はまた さいが 新聞ので乗りまるなどへの合かまる場合。 このなった。第4分ではないとなる。 きゅうごん ますことする こうくをぶく
- ・事業は、お前、あたとり、技術ではいっていますといっという。この場合の研究を したいる。社会のでも表している。いて特殊的な関でも続けれる。 本ではなっています。またからない。このとなった。それもよったではできた。
- ◆「動作の中に歩き」と言葉がありませた。そとかかりたらか、本人のかったがあ からは、またりようとといれてました。
- ・サンビデヤといる本人でもに「おけいる事です。神は、中国となってはない。これでは、 ではくさい。



一般社団法人よりそいネットおおさかTD.: 95-6711-0136 FAX: 06-6762-6645HP: https://yorisoi-csaka.jp/

参加申込書

C#94			
560 kild 7064		3.4	
CEA	T		
#20+		FAXT	
Emci			
の動画で を付たいてと			

を第一般なりことを見ることがのなりにようまでいた。本書を見ることは2000年に1355年ではようわかでは1450年の14日のありにはようでは1550年の15日のカイドによって、

FAX: 06-6762-8645

シャバダバ研修会(以下、研修会)は当事者が講師役割を担い、2部制に分 け第1部をクイズ形式で、第2部は参加者からの疑問や質問に対して、当事者 と参加者相互が対話によって応答する形式で研修を進めた。第1部は「刑務所 では自由にお金が使えるか?」や「刑務所で通信教育を受けることができる か?」など一般的な刑務所生活について参加者に正誤回答してもらい、講師で ある当事者が丁寧に解説した。

また第2部は、この研修会の参加申し込みの時点で参加者が学びたいことにつ いて伺い、そこで収集していた質問をベースに構成した。「シャバに出る不安」 「支援してもらって嬉しいことと嫌だったこと」や「今の生活で気持ちが前向 きになれたこと」など参加者の疑問について、講師それぞれが個々の言葉で自 由に語った。

シャバダバ研修会

令和元年 11 月 29 日(金) 14:00~16:00 於:大阪府社会福祉会館 4 階 401 异室

講師:5名 (体調不良のため急遽1名退席)

参加者:38名

内訳:行政2名 高齢福祉4名 障害福祉13名 地域福祉2名 就労支援3 名 医療機関1名 矯正1名 更生保護1名 弁護士1名 学生5名 大学 教員1名 当事者1名 その他4名(主婦ほか)



《シャバダバ研修会写真》

3 シャバダバ研修会アンケート

研修会開始直前に参加者全員にアンケートを配布し、研修前(A-①②)と研修後(B-①②)に記入する質問に自由記述で回答してもらった。アンケートに寄せられた意見や感想は以下の通りである。

A. 研修前に記入した質問内容

① 今回、研修会に参加された動機や目的についてお聞かせください。 当事者の思いを生の声で聞きたい。出所後の生活状況を知りたい。現在の 業務の参考、支援のヒントにしたい。就労への不安や目標について知りた い。地域で暮らしていて「希望」は何なのか。何があれば犯罪をしなかっ たのか。社会復帰について考えたい。 (2)- あなたの思う「罪を犯した人」のイメージについてお聞かせください。 悪質な人もいるが、生きにくさを抱えている人も多い。自分に甘い。自分 中心に行動する人。怖い。強面の人。なぜ罪を犯すのか、わからないから 怖い。衝動性が高い。コミュニケーション力が低い。生き抜く方法が犯罪 であった人。SOS を内に抱えた人。地域との関わりが希薄。孤立してし まった人。普通の人と同じ。

B. 研修後に記入した質問内容

- ① 参加されて役に立ったことや学ばれたことについて、お聞かせください。 最初のイメージとは異なり、罪を犯す人は特別な人ではない。支援の重要 性。刑務所での生活や実態。再犯防止には支援が必要。対話することの大 切さ。社会の役割が必要。福祉につながることのメリット。人と関係を築 くことが難しい背景を感じた。社会で生きていく決意を知った。出所後に 施設等に受け入れられないこともあることを知った。
- ② 本日の講師から直接話を聞いて感じられたことをお聞かせください。 支援をおせっかいだと感じておらず、積極的に関わりをもっていくことが 大切だと思った。一言一言に重みを感じた。支援者と当事者が共に思いや りをもって関わっている。就労訓練の重要性がわかった。考えていること を伝えていただき考える機会になった。自分にも個性があるように一人一 人個性があって、私も一緒。前向きに生きておられる姿に元気をもらった。 社会で生活を続けておられる姿は、自分の仕事のモチベーションになった。 勇気のいることだと思う。すべての講師に前向きになれる動機があるよう に思った。思いをうまく話せなくても歩調を合わせていく支援の必要性を 感じた。自分たちが普段の支援に気を遣い過ぎているのではないか。もっ と色々話を聞きたい。もう刑務所に戻らないという決意。頼りにされたい と願う気持ちを感じた。

さらに、シャバダバの会や研修会に参加した当事者に対してもアンケート用紙 を配布し、感想や意見を伺った。アンケート結果は以下の通りである。

シャバダバの会・シャバダバ研修会アンケート(当事者記入)

① シャバダバの会(当事者の会)に参加してよかったことについて聞かせてください。

自分の本当の気持ちが皆に話せたこと。人に言えなかったことを人に言えたこと。

同じ仲間がいてホッとした。おしゃべりが楽しかった。行く場所があってよかった。

② シャバダバの会(当事者の会)に参加して嫌だったことについて聞かせてください。

スケジュールが仕事の都合に合わなかったこと。いやではなかった。体調が悪い日は行くのが嫌だった。時間が長く疲れた。

③ シャバダバ研修会に参加した感想を聞かせてください。 マイクで話すのは初めてで緊張した。(参加者に)わかってもらえた感じが した。

客席の皆さんが嫌な顔をせず、私たちの話を聞いてくれたこと。面白かった。思ったより緊張しなかった。みんなの前で話せたことがよかった。

④ 今後もこのような機会があれば参加したいですか。はい 5名 いいえ 1名

⑤ シャバダバの会で話してみたいことについて聞かせてください。 今までのカタチでよい。

第9章

シャバダバの会・シャバダバ研修会を終えての感想

山田真紀子・小川多雅之・當洋彰・岡田雅恵・三浦紀夫・市川俊美

1 シャバダバ研修会に参加して

研修会のチラシを作るにあたり"元受刑者"と表示することについて、当事者に配慮する気持ちと、他方で一般に伝わる言葉がいいかと、いろいろ迷って当事者に聞いたところ、元受刑者であったことは消せない過去であり、これからが大事だから気にしないときっぱり言われ、スティグマを意識しすぎていたのは私の方だと改めて気づかされた。また、自らの経験談を大勢の前で語ることが、精神的負担になるのではないかと危惧していたが、広い会場のステージで、堂々とマイクで話している姿を見て、これもまた、更生の道を歩み始めていることに遅れをとっていたのは私だったと気づかされた。研修会参加者の顔は、当事者の話にうなずきながら聞く人や優しい目線で笑っている人、時に顔をゆがめている人など、参加者からのリアクションがまた、当事者にとっては、社会の一員であると認められていることを実感してもらえたと思う。

(山田真紀子)

2 フラットな関係で語る「場」

過去の受刑体験を語るのは、一般的に憚られるかられることだろうと思う。 やんちゃをした過去を武勇伝のように語る感覚とは一線を画して、『シャバダ バの会』には、まじめ且つ穏やかな雰囲気があった。

服役を経験したことの無い私たちが、当事者の方々の話を聞くたびに「へぇ!」とか「知らなかった!」と反応するのを見て、当事者の方々は自身の体験 談が新鮮さ驚きを与える、価値のある情報であることを実感したのか、回を重 ねるごとに当事者の方々の発言は積極的になっていった。

日ごろ支援者として接している私たちには「教えてもらう場」となり、当事者間では「経験を共有する場」になっていたと思う。うまく言葉にできないが、こういう「場」こそ、「元受刑者」というスティグマを過去のものにするプロセスとして必要なのではないかと感じた。

(小川多雅之)

3 シャバダバの会に参加して

途中から参加したが、前回のたこ焼き交流会で当事者の方々は顔合わせを していた事と、今回の題目が「刑務所あるある」だったので当事者から活発 な意見が飛び交っていた。普段の生活の中で、刑務所の話などできないが、 当事者同士なので意見が飛び交ったのではないか。また自身の意見に同調す る事で発言をしやすい環境だったように思えた。

今回当事者で一名の方を3回程送迎で関わった。当事者の方に何故今回参加しようと思ったのかと聞いてみた。当事者の方は、「自分の経験した事を興味のある方に聞いて欲しい。そして、刑務所がどういった場所なのか知って欲しい。自分も人の為に役立ちたい。」と言っていた。当事者のこの言葉を聞いた時に、生きていく上で、やりがいや生きがいが必要と改めて感じさせられた。そしてシャバダバの研修会後の送迎の時に、当事者より「この会がすごく良かった。当事者同士でお話ができて、みんなで発表する事ができて楽しかった。またこのような発表の場所はないのかな〜」と話されていた。この方にとって、このシャバダバの会が生きがいに感じていたのかな〜と思えた。

(當洋彰)

4 たこ焼き交流会にて

時間前に会場へ来られていた当事者の方々は、同行した施設の方、または支援者と所在なく待たれていて、到着した担当相談員の顔を見るとホッとされた

のか、その傍に行き、笑顔を向けて話される。オリエンテーションが始まり、たこ焼き交流会の趣旨などを聞かれている時の皆さんはかなり緊張気味。自己紹介では、当事者の方がそれぞれ"呼んでもらいたい名前"を発表。下の名前や、少しもじった名前など皆それぞれ。

交流会が始まり、担当相談員ごとに分かれてタコ焼き器を囲む。「たこ焼きを焼いたことがない」「大勢でパーティーをしたのは初めて」という声が聞こえる。初めのうちは、相談員が当事者に話しかけながら一人でたこ焼き器に具材を入れていたが、たこ焼きが焼けだし、くるりと一つ二つひっくり返すのを見ているうちに、それまでじっと見ていた当事者の方々も我もとひっくり返しだす。はじめは上手くいかなかった返しも、回を重ねるごとに上手くなっていく。そうしていくうちに、相談員や支援者と一緒に具材を入れながら、なんとなく役割分担的なものも出来てきて、お互いの話をポツリポツリと語りながら笑顔でたこ焼きをつついている。どこか仲間的(家族的)な雰囲気が漂いだしている。各テーブルを回ると、同じ具材を使っているはずなのに皆個性的なたこ焼きになっているのが不思議。そして、どのテーブルも自分のところのたこ焼きが一番おいしいと笑顔で差し出してくれる。

交流会が終わり、大人数でのパーティーにお疲れの様子も見られたが、見知らぬもの同士から少し距離が縮まったか緊張感は和らいでいる。それぞれ今回の感想を述べられる中で、どの方もこれまでの人生でこのような会に参加した経験がないことを語られ、この場に参加できたこと、担当者・支援者への感謝を口にされた。今後もこのような何気ないほっこり会を催すことができればと思う。

(岡田雅恵)

5 感想

登壇してくださった皆さんが、とても協力的だったことが強く印象に残りました。私は日常的に元受刑者の福祉的支援に関わっていますが、なかなか刑務所の中のことを尋ねることはないので、とても勉強になりました。今後の支援の参考になります。仮説的に思っていた「刑務所の中では、舐められてはいけ

ない」という心理が働くことについて、その通りだったと実証できた気持ちがしました。彼らにとっては、一般社会が日常なのか、あるいは一般社会の方が「仮の場所」なのか、どちらかわかないのではという気がしました。また機会があれば、別のメンバーに集まってもらってシャバダバの会が実施できればいいなあと思います。

(三浦紀夫)

6 感想

私は保護観察官として罪を犯した人たちの社会復帰にかかわっていますが、 景気が満期となったのちはかかわることができません。その後を知ることにな るのは不幸にして再び失敗してしまった方たちについてのみです。

20 年以上保護観察官として勤務していますが、出所した方たちのその後について生の声を聞いたのは初めてです。これまで必要だと思って関わっていたこと、助言したことが役に立ったのか、大きなお世話だったんじゃないかと、気になることがありました。

この日、皆さんの笑顔を見たとき、「支援はありがたかった。」との言葉を聞かせてもらったとき、関わりは間違っていなかったんだと嬉しく思いました。 残念ながら社会に居場所を見るけることができず、刑務所に戻ってしまう人

もいます。しかしひとりでも多くの人に笑顔で生活できる居場所がみつかるよう、これからも頑張ろうと思えた1日でした。よい機会を与えていただき、本 当になりがようございました

当にありがとうございました。

(市川俊美)

第10章

対話から始まる刑務所出所者支援を考える

前阪千賀子

地域生活定着支援センターでは、平成 21 年度以降、厚労省による地域 生活定着促進事業(当時は地域生活定着支援事業)を担っており、罪を繰 り返す高齢者や障害者を矯正施設から地域への生活へつないでいる。出所 の約 6 カ月前から受刑中である当事者と対話をもって関わる相談員は、事 件に至った生活の振り返りや出所後の生活に向けた希望の他にも、当事者 から心を開いてもらえれば生い立ちや家族関係などライフストーリーも共 有することがある。また、地域につなぐ相談員は、出所後の地域社会でも 失敗を含めた回復途上の物語を当事者と共有することも珍しくない。

定着支援センターの相談員である私もこれまで当事者たちから様々な物語を共有させてもらった。司法手続きで「なぜやったのか?」と繰り返し厳しく問われてきたのか、杓子定規で優等生的な応答に終始してしまうこともあれば、長年見栄を張ってきた生き様が影響しているのか、試し行動のように挑発的な発言が見られることもあり、対話は必ずしもスムーズに進まない。また往々にして自分の希望や意思を語ることは苦手な人が多く、経験の偏りによって想像力にも欠けた。けれど、そのような中でも根気よく彼らの言葉に耳を傾け、共有した言葉の解きほぐしを重ねる対話から「地域社会では住民票すら消除されているのに、軽微な犯罪で 20 回を超える入所歴で刑務所ではすっかり顔なじみとなっている"人"の語り」「貧困で脆弱な生活環境や知的能力の低さから貧困ビジネスや不法就労など、甘い罠に陥り破綻してしまった語り」「事件の背景には病気が潜んでいたが、孤立した生活ゆえ気づかず医療につながれないまま、再び受刑を繰り返していた語り」さらには「出所後すぐに再犯に至っていたために地域生活は『点』でしかなかったけれど、他者との関係性に支えられて地域生活が長期に及

び『線』で繋がった語り」など多様な物語を紡ぐことができた。そして、 このような交流を通じて、当事者が封印したままの人生の物語や地域社会 への回復途上の物語は、当事者を包摂する社会側の環境さえ整えば地域社 会に向けて発信されるのではないかと考えてきた。

近年の再犯防止推進法が施行され、高齢者や障害者については再犯率が高いうえに再犯期間が短いことを指摘して、福祉的支援の必要性や関係機関の連携体制も求められる状況にある。しかしながら、個人情報保護の観点から、また制度を理由に、当事者の声は社会に届いていないし生かされていないのが現状である。「当事者が専門家である」ならば、彼らの声を社会に向けて発信できる仕組み作りが必要ではないかと考えた。

そこで、本研究で刑務所出所者の意思決定支援の可能性および彼らの声を生かした支援の可能性について考察した。

本研究事業では、まず当事者 5 名と進行役で構成された当事者の会の実施と対人援助職者を募り当事者の声を届ける研修会開催の二本柱で設定した。

当事者の会では、計4回(1回2時間)に分けて設定し、具体的から抽象的な話題へと発展させながら、段階的なプロセスを経た。それは、当事者たちがこれまでの人生は他者との交流に拒否的、消極的であったこと、自身の発信に苦手意識があると表出していたためで、なるべく彼らの語りが促進されるようにと考えた。特に第1回目は、いかに緊張を緩和できるかに工夫を凝らして、初対面同士が共通の話題として介在するべく、たこ焼き交流会を設定した。一般的に「大阪人なら一家に一台」とも言われるたこ焼き機だが、当日参加した当事者全員が初めて見ると述べ、さらには、この日生まれて初めてたこ焼きを食べる者もいて、経験の偏りというリアルな現実に直面したのは私たちにとって想定外であった。2回目以降の計3回は、毎回話題の軸となるテーマだけを定めておき、進行役の疑問を時折介入させる他は各々が自由に応答する、ざっくばらんな座談会形式で行った。当事者には、事前に互いの発言に批判や攻撃することを禁じた以外に別段ルールは設けなかったが、進行役にはこの会は当事者の語りから問題を発見し評価・分析することが目的ではなく、進行役が知らないことを

当事者から「教えてもらう」姿勢を徹底した。その結果、回数を重ねるごとに当事者自身の発信が活発になったことは言うまでもない。またすべての当事者が「教える」立場であったために、当事者同士が受刑歴や罪名などをお互いに詮索してネガティブな関係性に発展しなかったのは奏功した。

そして、この研究事業の最終段階に当事者が対人援助職者に向けて発信する研修会を行った。研修会の参加者にも「教えてもらう」立場で参加していただけるように、当日は当事者を講師と位置付けて、参加者からの疑問に応答する形式で進めた。当事者は表舞台に立って発言する講師役割を緊張すると述べつつも、いつも以上に身だしなみを整えて臨む姿は印象的であった。

私はすべての会に進行役として関わった。その視点から新たに気づきを 得た点、そして当事者のアンケートや研修会参加者のアンケートに基づい てここで共有したい点について述べてみたい。

①当事者の語りを聴く

当事者の会では当事者がなるべく慣れ親しんだ、答えやすい話題からスタートしたが、会を重ねて関係性が構築され語りの場が醸成すれば、誰もが自ずと発言し、相互に活発な対話が往来した。その様子は誰もが自分の思いや体験を「聴いてほしい」気持ちで溢れているようであった。研修会後に求めた当事者のアンケートでも、Wさんは「自分の本当の気持ちが言えた」と述べ、Aさんは「おしゃべりが楽しかった」と述べている。私は、目を輝かせながら「私」を「主人公」としていきいきと語る彼らを前に、実は彼らは自分について語る場や自分に関心を向けられる場を求めているのではないか、そう思えてならなかった。

福祉的支援の現状では、当事者に「困り事はないか」「何かあれば相談してほしい」と尋ね求めることがあり、それで何か問題が起これば「なぜ相談しなかったのか」と詰問してしまう。しかし、支援者にとって耳触りの良い「相談」こそ、支援を受ける気兼ねや言語化に苦手意識のある当事者にとって敷居の高いものである。それよりも受刑経験も含めた自己物語が安心安全に語れる支援者との関係性や共に分かち合える「おしゃべり」の場があれば、当事者の語りはもっと促進されるのではないか。当事者のコ

ミュニケーションの低さを嘆く前に、当事者の声に耳を澄まして「語りを聴く」ことから始まる支援があるのではないかと考えた。

②当事者の語りを支える

当事者の会は権力的に語りを引き出す場ではなく、自発的で自由な語りに委ねていたので、こちらが意図しない話題に向かう局面もあった。例えば、 \mathbf{B} さんが「自分は、本当は無実であった。」とこれまで心の内に滞留していた否定的な感情を皆に語られた時である。突然、会は \mathbf{B} さんの溢れる語りに終始してしまい、聴き手までもが \mathbf{K} さんの感情に巻き込まれてしまうのではと私は困惑し、早く話題が変わってくれることさえ願った。けれど、 \mathbf{K} さんの語りは誰にも否定されず、ただただ頷いて傾聴され共有されたことによって、最終的には「受刑歴のある自分たちは疑いの目で見られやすく、誰よりも気をつけて生きていかなあかん。」と当事者に向けた教訓へと語り直された。そして、それ以来 \mathbf{B} さんから自分の無実を主張する語りは二度と聴かなかった。

私自身反省する点であるが、普段「いつでも何でも話してほしい」と当事者に言うわりに、私にとって話されて好ましい話題と好ましくない話題を自然と頭の中で取捨選択して聞いていることが少なくない。しかし、当事者の語りの揺らぎは他者と共有して初めて新たな語りへと紡ぎ直され、自分を再発見するに至っているのではないか。この作業自体、当事者の回復途上に必要な過程なのではないかと改めて思い直す出来事だった。

③当事者の回復の物語が地域社会に与える影響について

約 40 名の参加者が集う研修会では、当事者たちは多くの参加者に傾聴される場に触発されて、これまでの当事者の会で語られなかった語りが引き出されることがあった。特に、O さんが持病を患い余命が長くないことを初めて開示して、もう二度と刑務所に戻りたくない気持ちを吐露したことに会場全体が驚いた。また、そんな場の力に刺激を受けた当事者各々の生々しい語りは、参加者に「勇気をもらった」「背中を押された」「自分の仕事のモチベーションになった」などと受けとめられた。実際、参加者が

抱く元受刑者の印象の変化は、研修の前後で記入されたアンケートでも明らかであったが、それにとどまらず、参加者自身が当事者の回復途上の物語にエンパワメントされていたことは大変興味深い。当事者の語りを共有した参加者は彼らの回復を見守る証人となり、加えて当事者理解や刑務所出所者支援の活力に大いにつながったのではないかと思われた。

本研究を通して、「私」が語れる場所、語れる関係があれば語りは促進され、回復途上の過程での語り直しは新たな人生の意味づけになると考えた。 無論、当事者の声を聴く支援、当事者の声を支える支援が出所者支援のすべてだと考えていないが、支援が立ち行かなくなった時に改めて支援者が立ち戻れる支点になるであろう。

また、罪を犯した当事者が回復途上の自己物語を語ることによって、当事者自身、当事者同士、また当事者と対人援助職者の双方のそれぞれが輻輳的に共鳴し合いエンパワメントされていた点は、私にとって新たな発見であった。対話は当事者の支援だけでなく、支援していたはずの対人援助職者も支えられる、協働の関係を生み出すと言っても過言ではない。

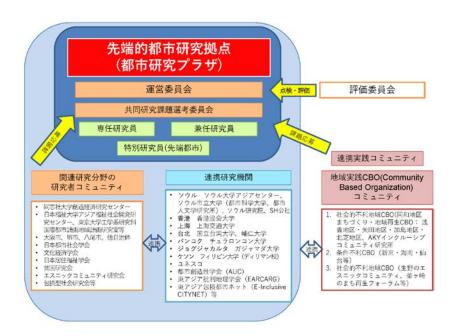
今回の研修会には、私たちの告知不足もあって司法分野の方々や行政の 方々にあまり多くはご参加いただけなかったが、当事者の回復途上の物語 から改めて得られる視点は多いと感じている。今後、当事者の声を生かし た取り組みが社会で構築されることを願ってやまない。

先端的都市研究拠点「共同利用・共同研究拠点」事業について

共同利用・共同研究拠点事業は、大学等から研究者が集まり、共同利用・共同研究を行う「全国共同利用」のシステムです。2019 年度に文部科学省に拠点として認定されている研究機関は、国立大学 67、公立大学 9、私立大学 19、ネットワーク 6 の合計 101 箇所に及びます。

大阪市立大学は、建学の精神「大学は都市とともにあり、都市は大学とと もにある」を受け継ぎ、「都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題 に英知を結集して正面から取り組み、教育及び研究の成果を都市と市民に還 元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与してきました。市民のみなさんと ともに、都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊 かさの実現をめざす」ことを理念に掲げ、都市や地域の研究に対する総合的 かつ学際的な都市研究の領域を領導してきました。教育の基本方針も「都市・ 大阪を背景とした市民の大学という理念に立脚」するとしています。本学の 建学精神を基礎とする都市研究プラザ(以下、URP)は、グローバル COE 「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」(2007 年度~2011 年度) を推進し、独自に築いた海外センター・海外オフィスを始めとする国際的な 研究者コミュニティのネットワークとの協力の下、文化創造と社会的包摂、 アートによる災害復興等、学際的かつ広範囲の分野に渡る研究実績を重ねて きました。今回、URP がイニシアチブを取り、これまでの国際的な地域連 携型学知と実践知のプラットフォームによる研究活動の蓄積によって育ま れた、国内外の包摂型現場ネットワーク、幅広い域外・越境ネットワークの 活用による共同研究活動を最大限活かす形で、「共同利用・共同研究拠点」 の公募に臨み採択され、2014年4月21日付けの事業開始となりました。

本事業では、これまで蓄積してきた研究や学術資源を、さらに地域や一般 社会、かつ連携研究機関と共有・協力していくプロセスを重視し、各連携研 究機関が積み上げてきた都市研究における先端的取り組みをスケールアッ プしていくための連携型拠点として整備を図っていきます。これらの取り組 みを通じ、世界及びアジアの都市をフィールドに据え、文化創造と社会包摂 に資する先端的都市論を構築する共同研究と研究拠点の形成を行う中で、 「21 世紀型のレジリアント(復元力に富んだ)都市」のあるべき理念モデル と実践モデルを彫琢していくことが期待されています。



2019 年度公募型共同研究採択課題

代表者	研究テーマ
岡本 祥浩 (中京大学)	経済・社会の構造変化に対応する居住福祉政策の実践的共同研究
安田 恵美	ヴァルネラブルな刑務所出所者等の意思決定支援に関する研究―
(國學院大學)	当事者参画による共生都市の創造にむけて
矢野 裕俊	地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けたアクショ
(武庫川女子大学)	ンリサーチ
網中 孝幸 (EAICNジャパン)	包摂都市の形成にかかわる人材養成に向けた研究
福本 拓	レジリエンスからイノベーションによるサービスハブ地域賦活過程の
(南山大学)	都市理論研究

■著者紹介(執筆順)

安田恵美 (國學院大學法学部准教授)

神垣一規 (広島少年院)

舩山健二 (新潟県立看護大学看護学部助教)

髙橋康史 (名古屋市立大学人文社会学部講師)

加藤汐梨 (名古屋市立大学人文社会学部)

藤田桃萌 (名古屋市立大学人文社会学部)

林純太朗 (名古屋市立大学人文社会学部)

有賀大雅 (名古屋市立大学人文社会学部)

葉田愛美 (名古屋市立大学人文社会学部)

杉田彩夏 (名古屋市立大学人文社会学部)

仲谷もも (NPO 法人 ほっとポット)

前阪千賀子(大阪府地域生活定着支援センター相談員)

山田真紀子 (大阪府地域生活定着支援センター所長)

小川多雅之(大阪府地域生活定着支援センター相談員)

當洋彰 (大阪府地域生活定着支援センター相談員)

岡田雅恵 (大阪府地域生活定着支援センター)

三浦紀夫 (NPO 法人 Vihara21 事務局長)

市川俊美 (大阪保護観察所)

URP 先端的都市研究シリーズ 18

刑務所出所者等の意思決定・意思表示の難しさと 当事者の声にもとづく支援

2020年3月15日 初版第1刷発行

編 者 安田恵美

発行者 大阪市立大学都市研究プラザ

〒558-8585

大阪市住吉区杉本 3-3-138

電話 06(6605)2071 FAX 06(6605)2069

ISBN 978-4-904010-33-4

©2020 M. Yasuda

Printed in Japan